

小田原市環境基本計画

小田原市地球温暖化対策推進計画

令和4年度 年次報告書

〈令和3年度実績〉



令和4年(2022年)10月作成

令和5年(2023年)2月改訂

小田原市 環境部

目次

はじめに.....	- 2 -
I 小田原市環境基本計画改訂版.....	- 2 -
1 概要.....	- 2 -
(1) 目的.....	- 2 -
(2) 期間.....	- 2 -
(3) 環境の範囲.....	- 2 -
(4) 望ましい環境像.....	- 2 -
(5) 計画の体系と重点プロジェクト.....	- 3 -
(6) 環境基本計画と他計画等との関係について.....	- 5 -
(7) 年次報告書及び総括評価報告書の作成.....	- 6 -
2 進捗状況.....	- 7 -
(1) 基本目標の成果指標一覧.....	- 7 -
(2) 基本目標ごとの取組状況.....	- 8 -
基本目標Ⅰ 参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します.....	- 8 -
基本目標Ⅱ 低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指します...-	- 17 -
基本目標Ⅲ 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します.....	- 24 -
基本目標Ⅳ 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指 します.....	- 29 -
基本目標Ⅴ 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します.....	- 39 -
II 小田原市地球温暖化対策推進計画改訂版.....	- 48 -
1 概要.....	- 48 -
(1) 目標.....	- 48 -
(2) 目標の実現に向けて実施する施策.....	- 48 -
(3) 進捗管理.....	- 49 -
2 重点プロジェクトの進捗状況.....	- 50 -

はじめに

本市では、平成7年（1995年）を環境元年と位置づけ、小田原市美しく住み良い環境づくり条例を施行し、平成10年（1998年）に市の環境行政の基本となる小田原市環境基本計画を策定しました。平成23年（2011年）には、地球温暖化対策を強化することや環境再生に市民の皆さんと一緒に取り組むこと等の新たな視点を加え、第2次小田原市環境基本計画を策定しました。

計画の中間年を迎えたことを踏まえ、国等の動向や社会情勢の変化により生じた新たな課題に対応することや、取組の進行状況や成果実績を反映すること、森里川海オールインワンという本市の豊かな自然や環境の更なる保全・充実を図ることを持ち込んだ改訂を行い、第2次小田原市環境基本計画を平成29年（2017年）に改訂しました。

本書は、この計画に掲げた目標の達成状況や、目標達成のための取組状況を市民の皆様へ報告するために作成したもので、基本計画の個別計画である小田原市地球温暖化対策推進計画（平成23年度策定、平成30年度改訂）の年次報告を兼ねています。

なお、第2次小田原市環境基本計画の10年間の取組実績については、令和4年（2022年）に策定した第3次小田原市環境基本計画に反映させるために令和3年（2021年）に総括評価を行っています。

市民の皆さまにおかれましては、この報告書をご一読いただき、本市の環境施策の取組に対してご理解とご協力をいただければ幸いです。

令和4年(2022年) 10月作成

令和5年(2023年) 2月改訂

小田原市 環境部

I 小田原市環境基本計画改訂版

1 概要

(1) 目的

本計画は、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」第2条に定められた環境の保全等に関する政策の理念の実現に向け、同条例第7条に基づき策定されています。

本計画は、本市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐための環境行政を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。そのために、長期的な視野に立った目標を掲げ、本市で生活や活動を行う人々が環境保全のための行動を進める際の基本的な方向を示します。また、市民・事業者・市などがそれぞれの役割を果たし、協力しながら実行するための方策を示すものでもあります。

(2) 期間

本計画は21世紀半ばを展望した長期的な地域の環境づくりのための計画ではありますが、着実な計画の進展を図るために、具体的な計画の期間は、平成23年度（2011年度）から令和4年度（2022年度）までの12年間を計画期間として定めています。こうした中、計画期間の中間年である平成29年度（2017年度）に中間的な見直しを行い、改訂版を策定しました。

(3) 環境の範囲

分野の範囲 公害防止、自然保護などの範囲から、小田原市の風土、景観、歴史、文化など、小田原らしさを形成するものまでを含めます。

空間的な範囲 小田原市内の地域的な環境要素（ミクروسケール）から、周辺市町との広域連携、地球全体に広がる環境要素（マクروسケール）までを対象とします。

(4) 望ましい環境像

第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の基本構想では、将来都市像を「市民の力で未来を拓く希望のまち」と定め、市民の力・地域の力を核とした新しい公共によって、小田原の豊かな地域資源を十分に生かしながら、持続可能なまちづくりを進めるとしています。こうしたまちづくりの基本方針と、小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例の理念を踏まえ、望ましい環境像を次のように定めています。

望ましい環境像

『良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる
持続可能な環境共生都市 小田原』

(5) 計画の体系と重点プロジェクト

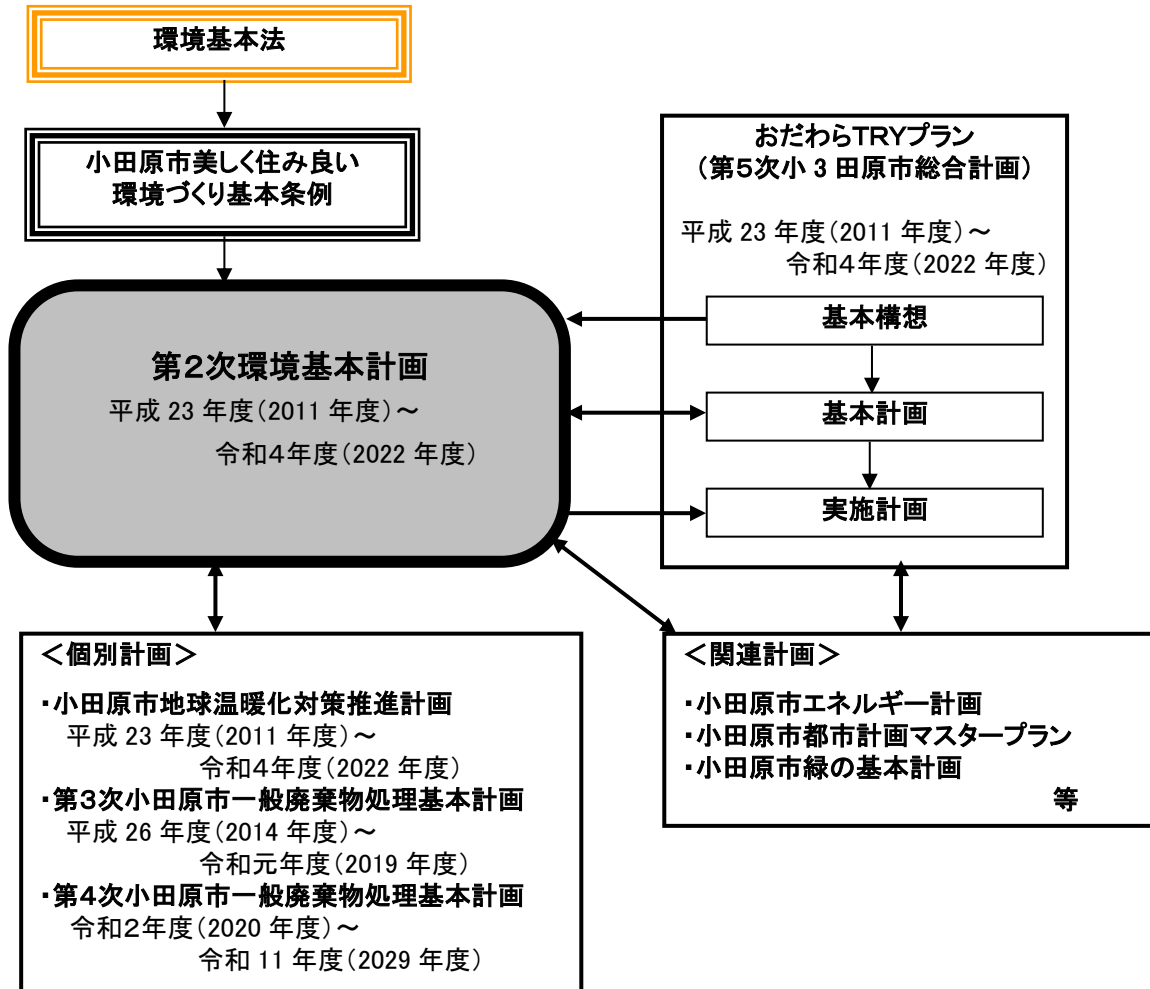
目指す環境像を実現するために、主要な分野ごとに5つの基本目標を定め、それに基づいた計画の柱・基本施策を設定しています。また、当初の5年間で重点的に取り組むシンボリックな事業として、重点プロジェクトを設定しています。

基本目標	計画の柱	基本施策
I 参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します	I-1 環境情報の共有と環境保全意識の向上	3①環境教育の充実 ②環境配慮行動の推進
	I-2 環境の保全・再生活動の促進	③地域における環境の保全・再生活動の促進 ④広域連携における環境の保全・再生活動の促進
II 低炭素社会を構築し、地球温暖化に地域から取り組むまちを目指します	II-1 地球温暖化対策の推進	⑤省エネルギー行動の促進 ⑥クリーンエネルギーの活用促進 ⑦交通における地球温暖化対策
III 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します	III-1 物質循環と資源化の促進	⑧廃棄物の発生と排出抑制 ⑨リサイクルの推進と廃棄物の適正処理
IV 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指します	IV-1 生態系の保全	⑩生物の生息環境の保全と再生
	IV-2 緑の保全・創出と活用	⑪森林・里山の保全と再生 ⑫農地の保護 ⑬市街地の緑の保全と創出
	IV-3 自然とふれあう場の創出	⑭水辺環境の保全と再生
V 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します	V-1 快適な生活環境の保全	⑮まちの美化の促進
	V-2 環境汚染の防止	⑯大気保全対策の推進 ⑰水質・土壌・地下水保全対策の推進 ⑱騒音・振動対策の推進 ⑲有害物質のリスク対策の推進

重点プロジェクト	
I	<p>参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します</p> <p>(1) 小田原森里川海インキュベーション（事業創出）事業</p> <p>ア 「おだわら環境志民ネットワーク」の活動支援</p> <p>イ 大学等との共同研究</p> <p>ウ 自然環境等現況調査</p> <p>(2) エコツーリズム事業</p> <p>(3) 環境学習事業</p>
II	<p>低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指します</p> <p>(1) 地球温暖化対策推進事業</p> <p>(2) 再生可能エネルギー導入促進事業</p> <p>(3) 木質バイオマスエネルギーの導入に向けた仕組みづくり</p> <p>(4) エコツーリズム事業（再掲）</p>
III	<p>循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します</p> <p>(1) ごみ減量意識啓発事業</p> <p>(2) 事業系ごみ減量強化事業</p> <p>(3) 生ごみ堆肥化事業</p> <p>(4) 家庭ごみ有料化の検討</p>
IV	<p>自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指します</p> <p>(1) 森林再生事業</p> <p>(2) 里地里山再生事業</p> <p>(3) 野猿等対策事業</p> <p>(4) 野生動植物保護事業</p> <p>(5) 酒匂川水系保全事業</p>
V	<p>生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します</p> <p>(1) 地域美化促進事業</p> <p>(2) 海岸美化推進事業</p>

(6) 環境基本計画と他計画等との関係について

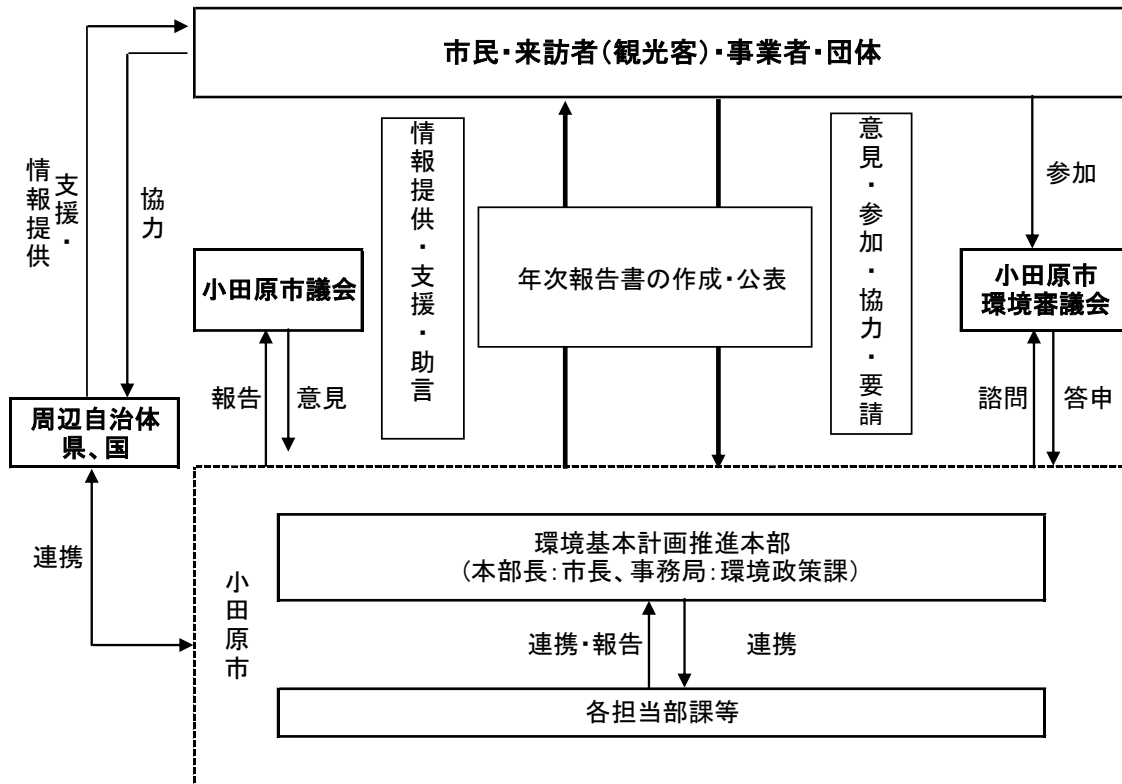
第2次小田原市環境基本計画と、第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」、小田原市地球温暖化対策推進計画、小田原市一般廃棄物処理基本計画のほか、関係法令等との関係は下図のとおりです。



(7) 年次報告書の作成

本計画では、5つの基本目標を定めています。それらの目標に向かって、成果指標や進行管理指標が着実に進行しているかどうかを評価・公表し、市民・事業者・団体等からご意見をいただきながら、その後の施策や進行管理に生かしていくことを目的として年次報告書を作成します。

環境基本計画推進体制図



年次報告書は、小田原市環境基本計画改訂版の構成に沿って、記載しています。

なお、「基本施策」ごとに記載している「市の取組事業」については、次のとおりです。

【市の取組事業】

- ・ **位置づけ事業**…計画に位置付けられている事業を で表記しています。
- ・ ●重点プロジェクト…計画に位置付けられた重点プロジェクトに●を付しています。
- ・ ○その他の事業…計画に位置付けられてはいないものの、関連する事業に○を付しています。

2 進捗状況

(1) 基本目標の成果指標一覧

基本目標	成果指標	基準値	目標	令和3年度実績値	達成度合
I 参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します	各種環境啓発イベントへの参加団体数	(平成21年度) 27団体	(令和4年度) 35団体	55団体	😊
	環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数	(平成21年度) 12回	(令和4年度) 25回	12回	😞
	環境団体が主催する活動数	(平成21年度) 610回	(令和4年度) 730回	739回	😊
	環境保全活動団体数	(平成21年度) 126団体	(令和4年度) 150団体	172団体	😊
II 低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指します	市全体の二酸化炭素(CO ₂)排出量 ※1	(平成2年度) 1,159.0千t	(令和2年度) 869.2千t (対平成2年度比25%削減)	(令和元年度) 983千t (対平成2年度比約15%削減)	😞
III 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します	ごみの総排出量	(平成21年度) 75,878t	(令和4年度) 73,000t	64,929t	😊
	ごみのリサイクル率(資源化率)	(平成21年度) 27.2%	(令和4年度) 33.0%	24.9%	😞
IV 自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができると目指します	コアジサシ飛来確認数	(平成21年度) 20羽	(令和4年度) 100羽	60羽	😞
	有害鳥獣苦情件数	(平成21年度) 143件	(令和4年度) 130件	259件	😞
	緑地面積 ※2	(平成21年度) 4,250ha	(平成27年度) 4,494ha	(平成27年度で把握終了) 4,250.3ha	—
	小田原市森林整備面積 ※3	(平成23年度から25年度の平均) 150ha	(令和2年度から4年度の平均) 150ha	147.65ha	—
	親水・環境護岸の整備延長の延伸	(平成21年度) 11,298.9m	(令和4年度) 11,700m	11,737.7m	😊
	海岸でのごみ収集量	(平成21年度) 82t	基準値より減少	64t	😊
V 生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します	不法投棄及び散乱ごみの撤去量	(平成21年度) 26.98t	(令和4年度) 25t	5.98t	😊
	大気に関する環境基準達成率(一般環境)	(平成21年度) 100.0%	維持	100.0%	😊
	河川BOD環境基準達成率	(平成21年度) 81.0%	基準値より増加	100.0%	😊
	自動車騒音環境基準達成率	(平成21年度) 99.1%	(令和4年度) 100.0%	100.0%	😊
	生活環境に対する苦情件数	(平成21年度) 107件	基準値より減少	70件	😊

※1 温室効果ガス排出量の推計は、各種統計資料を用いて計算する必要があることから、把握できる排出量の情報は約2年遅れのものとなります。

※2 緑地面積の目標は、小田原市緑の基本計画(計画期間:平成8年度~27年度)によるため、平成27年度の計画期間終了に伴って実績の把握を終了し、本数値の算定も終了しています。なお、同計画は、小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」(計画期間:平成28年度~令和17年度)に改定されました。

※3 実績値は、県から依頼される「森林資源調査」の事業面積を用いています。

(2) 基本目標ごとの取組状況

基本目標Ⅰ

参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指します

〔計画の柱〕

Ⅰ－1 環境情報の共有と環境保全意識の向上

地域の環境保全と再生の取組を進めるためには、市民・事業者・市など様々な主体の連携と協働が必要です。そのためには、家庭や、地域、学校、職場などにおいて、現場で実践的に体験できる環境教育・環境学習を推進し、環境に対する関心や理解を深め、行動に結びつけていく必要があります。

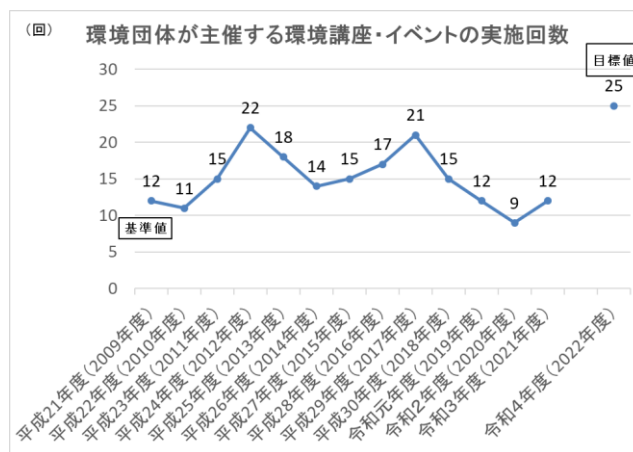
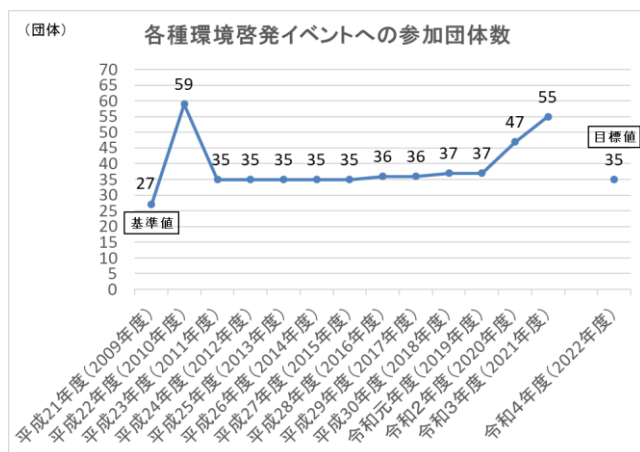
また、小田原の環境の全体像としての認識を多くの市民が共有するためには、環境情報の収集及び発信が必要です。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	令和2年度	令和3年度
各種環境啓発イベントへの参加団体数	(平成21年度) 27団体	(令和4年度) 35団体	47団体	55団体
環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数 ※	(平成21年度) 12回	(令和4年度) 25回	9回	12回

※ これまでフィールドで行っていた講座等が対象で、オンライン等に替えた開催は含まれない。

グラフで見る成果指標



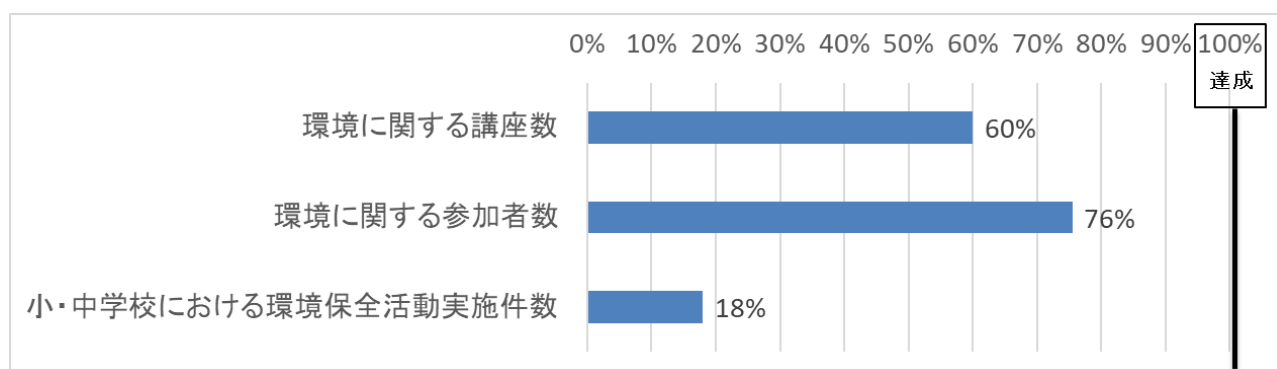
基本施策① 環境教育の充実

地域、学校、団体、職場など様々な場において講座や自然体験などの環境教育・環境学習の機会を提供します。その際、市民活動団体や事業者など様々な主体と連携して実施します。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
環境に関する講座数と参加者数	(平成21年度) 11件 501人	(令和4年度) 20件 1,000人	9件 657人	12件 755人
小・中学校における環境保全活動実施件数	(平成21年度) 25件	(令和4年度) 50件	9件	12件

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

●環境学習の実施

小学生を対象とした環境教育については、子どものうちから自然環境に触れ合うことで、豊か水を育む森林をはじめ、川や海の役割や意義を学ぶ重要な機会と位置づけ、市内の環境団体や森林所有者などと連携し、講座や自然体験などの環境教育・環境学習の機会を提供しています。

座学や校外学習を通じて、人々の暮らしに役立つ森林の働き、森林の手入れの必要性、木を使うことの意味などを学習したうえで、小田原産木材を使った製品を作成・導入することにより、児童やその家庭での木や木製品に対する関心を高めていただく「わたしの木づかいパイロット事業」を市内小学校12校で実施しました。

○ごみに関する授業の実施

ごみの減量意識啓発を進めるため、小田原市のごみの現状について市内小学校10校で授業を実施しました。授業で紹介した段ボールコンポストは、手軽にできるごみ減量の取組として興味を持ってもらえ、児童からの申込や、段ボールコンポストをテーマにした新たな授業の依頼に繋がりました。また、夏休み期間を利用し、プラスチックごみと段ボールコンポストをテーマにした環境教室を実施しました。

○農業体験講座等の実施

各地域の農業関係の団体が、市民などを対象に、晩柑等の摘果作業など各種農業体験を13回実施しました。

○出前講座の実施

環境部が所管する分野について、市の施策に沿って市職員の有する知見を広く市民や事業者、学校等に知っていただくための出前講座や環境学習として、環境基本計画、資源循環、環境美化、ごみの減量化などのプログラムを提供しました。

○環境教育への取組支援

生ごみ処理機を設置している学校で、学校給食の食材残さなどの生ごみを堆肥化し、その堆肥を学校農園等で活用する資源循環を学ぶ取組を実施しました。

○環境メールニュースの配信

市が実施する環境に関する施策やイベントのお知らせツールとして、環境メールニュースを配信しました。現在、読者数は 3,937 名におよび、イベント情報や旬な話題など様々な環境情報を伝えています。

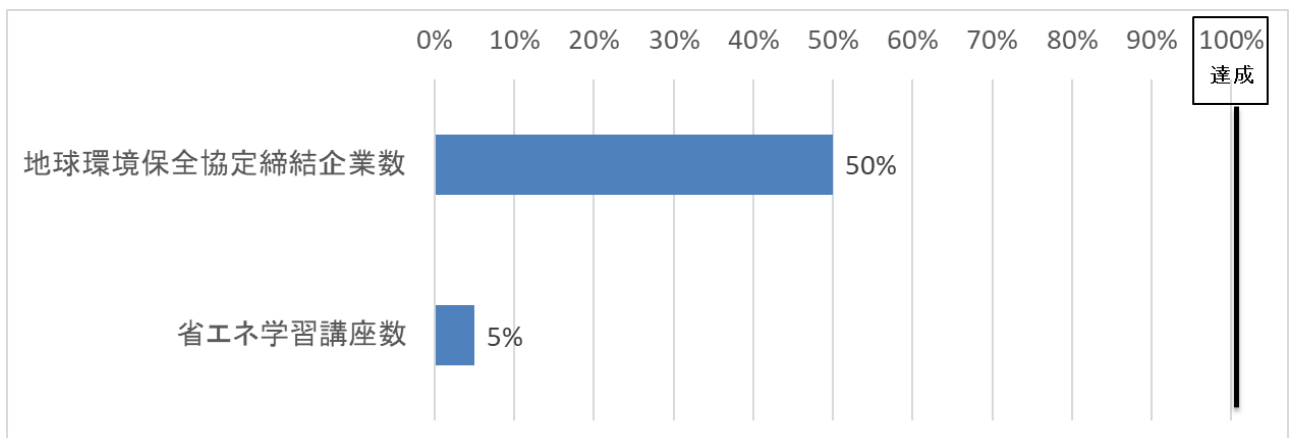
基本施策② 環境配慮行動の推進

市民や事業者が、ライフスタイルや事業活動を見直すための具体的なガイドラインを定め、全市にわたって環境配慮行動が増えていく仕組みを作ります。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和 2 年度	令和 3 年度
地球環境保全協定締結企業数	(平成 21 年度) 8 社	(令和 4 年度) 16 社	8 社	8 社
省エネ学習講座数	(平成 21 年度) 10 回	(令和 4 年度) 20 回	0 回	1 回

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

○地球環境保全協定

市内で事業を営む大手事業者と行政とが、地球温暖化防止と循環型社会の構築に向けて協働して取り組むため、地球環境保全協定を締結し、事業から排出される温室効果ガスの削減はもとより、廃棄物の削減、環境改善活動などを進めました。

○環境配慮行動に関する情報発信

環境に関するイベント情報などを環境メールニュースで配信したほか、広報紙で地球温暖化対策に資する脱炭素型地域交通システムを担うEVカーシェアリングの取組について掲載するなど、ふだんの生活における環境に配慮した行動を促しました。

〔計画の柱〕

1-2 環境の保全・再生活動の促進

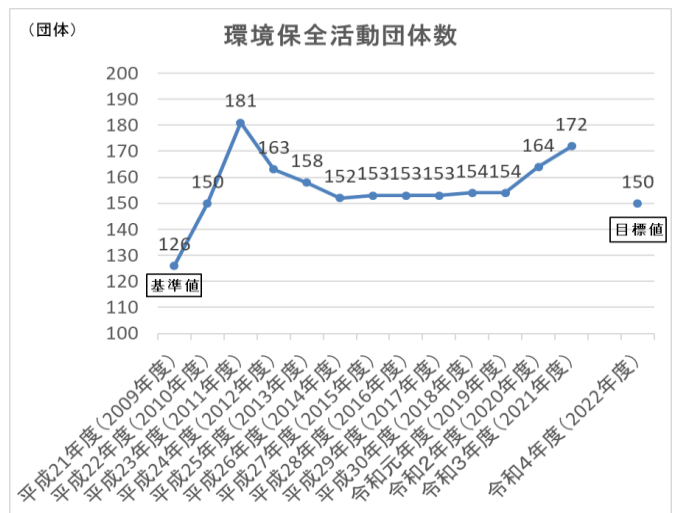
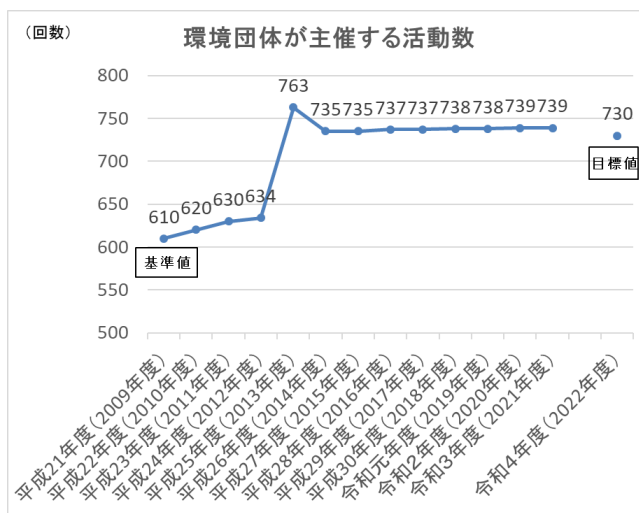
現在の環境問題は、様々な要因が重なり合って発生しており、市民・事業者・行政がそれぞれ単独で取り組むよりも、互いに役割を分担し、協力することで大きな効果が得られる場合が少なくありません。市民・事業者・市のパートナーシップによる取組を進めるため、市は、市民や事業者の自発的な活動を支援します。

また、ライフスタイルの変化や高齢化により、地域コミュニティの機能が変化していますが、様々な地域課題に対応していくためには、地域コミュニティの活性化が不可欠です。環境の保全と再生という一番身近で目に見える活動を促すことを通して、地域コミュニティの再構築を目指します。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	令和2年度	令和3年度
環境団体が主催する活動数	(平成21年度) 610回	(令和4年度) 730回	739回	739回
環境保全活動団体数	(平成21年度) 126団体	(令和4年度) 150団体	164団体	172団体

グラフで見る成果指標



基本施策③ 地域における環境保全・再生活動の促進

これまで、地域の活動は、自治会などの地縁組織が担ってきました。しかし、ライフスタイルの変化や高齢化により、地域における活動の担い手不足が懸念されています。一方、市民全体の環境への意識は高まり、居住地に関係なく、各人が関心をもつ環境課題の解決を目指すボランティア団体が結成されるようになってきています。しかし、こうしたボランティア団体が、担い手不足に直面する地域コミュニティと手を携えて、協働で課題解決に取り組んでいる事例はまだ多くありません。

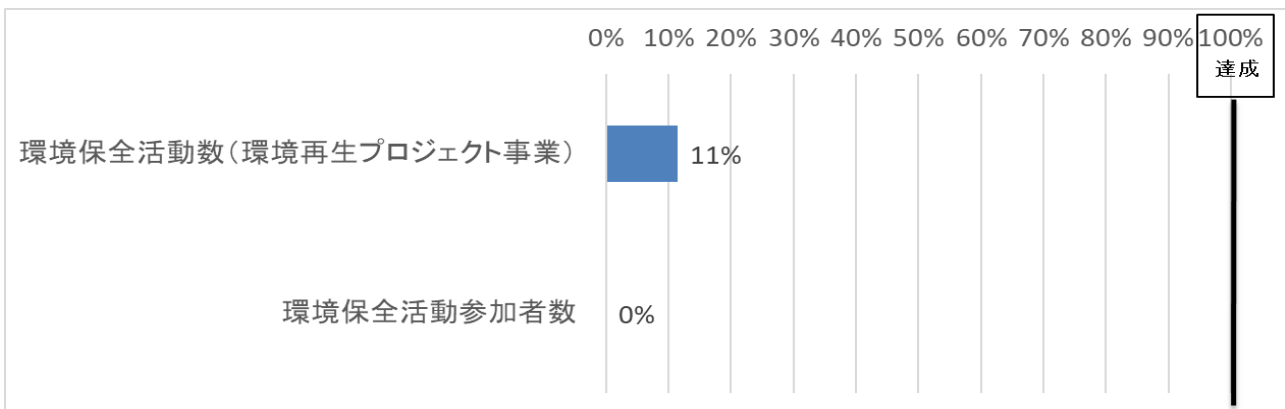
市は、ボランティア団体の活動支援とともに、これらの団体の協力を得ながら、地域の身近な環境を地域の住民が守り育てる仕組みを作ります。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
環境保全活動数（環境再生プロジェクト事業）	（平成21年度） 4件	（令和4年度） 35件	4件	4件
環境保全活動参加者数	（平成21年度） 5,808人	（令和4年度） 8,000人	0人	0人

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、環境再生プロジェクト事業以外の環境保全活動は中止

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・市民による環境再生プロジェクト推進事業

市民の身近な環境（環境の美化、緑化、里地里山や生態系の保存など）を市民の力で守り育てるために、平成21年度から環境再生プロジェクトに取り組んでいます。

▶酒匂川植栽事業

市内中心部を流れる酒匂川では、20年以上にわたって流域の自治会と事業者、行政が協働し、ごみのない川を目指した河川美化活動「クリーンさかわ」が行われています。こうした“ごみを拾う活動”から、“ごみを捨てられない環境づくり”への転換と、地域資源としての酒匂川がより市民に親しまれることを目的に、酒匂川植栽事業に取り組み、植栽のオーナー制「小田原市夢が咲くマイ花壇」を設けています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市民・事業者・自治会等による大規模な除草作業は中止となりましたが、感染防止対策を講じ、約750株のシバザクラを補植しました。

▶和留沢プロジェクト

耕作放棄地の再生を通じて地域コミュニティの活性化を目指した和留沢プロジェクトは、地元自治会の有志などと協働し、長らく耕作を放棄されていた農地を再開墾し、農地として復元するところから事業が始まりました。

令和3年度は、市民参加型のジャガイモ栽培体験やフィールドを使用した環境学習を行いました。事業実施から10年が経過し、実行委員会は4名となり今後の担い手の確保も難しいことから、今後、当該土地については、環境学習フィールドとして広く活用する方法を検討していきます。

▶菜の花栽培プロジェクト

中村原の埋立処分場において、資源循環モデル事業として下中小学校や地元住民との協働で、菜の花を栽培し、菜種の採取を行ない、廃棄された油を回収してディーゼル自動車の燃料（BDF）として再活用する、菜の花栽培プロジェクトに取り組んできましたが、事業の目的、手法、効果等を検証した結果、令和2年度をもって事業を廃止しました。

・地域コミュニティ推進事業

令和3年度は、環境分野の地域課題に取り組んでいる15地区の地域コミュニティ組織に支援する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響から活動を行えなかった地域があったが、14地区の地域コミュニティ組織を支援しました。

○小田原市環境ボランティア協会の活動支援

平成8年に設立された「小田原市環境ボランティア協会」は、市内で様々な分野の環境改善活動を推進する個人や団体など約70会員が加盟しています、情報誌「エコポスト」の発行や、協会主催のボランティア活動の実施、イベント開催などの活動支援をしました。

○市民によるごみ資源化の活動支援

平成22年度から開始した生ごみ堆肥化推進事業「生(いき)ごみ小田原プロジェクト」を支える市民組織「生(いき)ごみクラブ」による、生ごみ堆肥化に関心のある市民を対象とした「生(いき)ごみサロン」の開催、情報紙「生(いき)ごみ通信」の発行について支援しました。

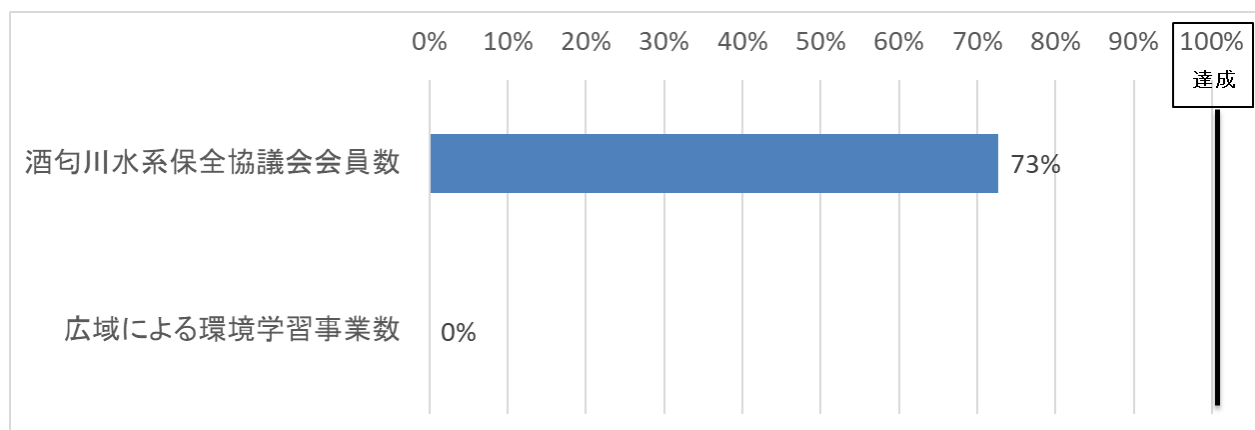
基本施策④ 広域連携による環境の保全・再生活動の推進

環境は行政区域によって区別されるものではなく、環境資源の活用や環境問題の解決を図っていくうえで、周辺自治体や神奈川県との情報の共有や協働による取組が必要です。環境課題の解決に向け、広域的な環境保全行動の連携を進めます。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
酒匂川水系保全協議会会員数	(平成21年度) 97 会員	(令和4年度) 110 会員	83 会員	80 会員
広域による環境学習事業数	(平成22年度) 1 回/年	(令和4年度) 5 回/年	0 回/年	0 回/年

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・酒匂川水系保全事業

酒匂川水系は、県西地域の水源であると同時に、横浜市・川崎市及び横須賀市の工業用水・飲料水としても利用されています。

昭和35年に設立された酒匂川水系保全協議会は、酒匂川水系流域の自治体や事業所等で構成され、川の水質保全啓発を目的とし、写真展などを開催して河川保護の意識醸成を図るとともに、酒匂川水系流域や利水域の住民に向けた啓発を行っています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部事業を中止しましたが、6事業を開催し、酒匂川と親しむ機会を数多く提供しました。

・県西地域環境学習事業

神奈川県西部地域の2市8町で組織している神奈川県西部広域行政協議会環境部会では、県西地域を代表する酒匂川などの河川を連携軸として、森・里・海とのつながり・人との関わりを学ぶ機会を設けています。

令和3年度は、広域的な環境学習の開催はありませんでした。

○広域的な大気汚染対策

神奈川県県市環境保全事務連絡協議会や西湘地区公害行政研究会に参加し、広域的な大気汚染対策のための情報交換や事例研究を行いました。

【その他重点プロジェクト】

●小田原森里川海インキュベーション（事業創出）事業

ア 「おだわら環境志民ネットワーク」の活動支援

環境活動団体や地域などの連携・協働を支援する組織として設立された「おだわら環境志民ネットワーク」の活動を支援し、法人化に向けた体制づくりを進め、市民や関係団体と連携しながら本市の環境各分野の課題解決や市民の環境活動の活性化を目指しています。

令和3年度は、環境保全事業をはじめ、おだわら市民学校との連携や伐採竹活用プロジェクト、情報交換会等を随時行いました。

また、環境省から「地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体」としての選定を本市が受けたことも踏まえ、おだわら環境志民ネットワ

ークの自立に向けた取組としてプラットフォームの強化に取り組みました。具体的には、本ネットワーク会員に係る人材や活動の見える化に向け、加盟する会員へのインタビューによる情報収集、活動内容の写真や動画撮影（編集作業含む）とともに広報媒体（HP）の基盤整備等を地域コーディネーターと連携のうえ実施しました。

イ 大学等との共同研究

市、おだわら環境志民ネットワーク、大学が連携し、経済性を伴った環境活動の仕組みづくりについて共同研究を行いました。

平成30年度をもって、6つの大学（慶應義塾大学、星槎大学、東京工業大学、東京都市大学、東京農工大学、文教大学）との共同研究は終了しましたが、令和元年度には慶應義塾大学（地域ぐるみの獣害対策わなオーナー制度）、文教大学（エコツーリズム）について引き続き研究を行い、実施主体の検討や内容の拡充といった実証段階に移行したため、研究段階を終了しました。

ウ 自然環境等現況調査

小田原の自然環境等の現状を調査し、環境課題を把握することにより、今後の環境政策（官民）の方向性や目標、指標の設定につなげるものです。

令和3年度は、市民参加によるモニタリング調査・観察会等の体制の検討を行うほか、情報蓄積データベースの構築に向けて取り組みました。

●エコツーリズム事業

森・里・川・海が「ひとつらなり」の小田原の自然環境等を生かしたエコツーリズムを構築し、住民等の環境意識の向上と環境保全活動への誘因を図るとともに、地域固有の自然環境や生活文化の魅力を見直し、新たな観光振興のツールとします。さらに、経済的に成り立つ仕組みをつくることにより、持続的な環境保全活動の展開につなげるとともに、森・里・川・海が「ひとつらなり」の特徴を生かしたエコシティ・小田原を広くPRしていきます。

令和2年度には、環境省から「地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体」としての選定を受け、その取組の一つである体験型誘客のプロジェクトとして、森里川海がそろそろ小田原の自然資源を活用した新たなコンテンツづくり（サイクリングやヨガを取り入れたモニターツアー）に取り組みました。

まとめ

【成果指標の状況】

環境啓発イベントへの参加団体数は、横ばいの状態が続いていましたが、令和2年度に急増し目標が達成され、令和3年度についても増加しました。一方、環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した事業が多くあったことが影響して減少傾向が続き、目標は達成されませんでした。環境保全活動団体数については、おだわら環境志民ネットワークが実施する環境保全事業（助成制度）への参加のため、新たなプロジェクト実施団体が組織されるなどして令和2年度に急増し、令和3年度についても増加しています。

4つの成果指標のうち3つの指標が達成されました。

【現状と課題】

様々な主体が環境への関心や理解を深め、行動に結び付けていくには、家庭や地域、学校、職場などにおいて、実践的に体験できる環境教育、環境学習の機会を提供するなど、自発的・自主的に身近な環境保全に取り組むきっかけをつくる必要があります。また、すでに環境保全に取り組んでいる環境活動団体や個人等との積極的な連携により、環境講座やイベント等の実施を総合的かつ重点的に進める必要もあることから、各種環境啓発イベントへの参加団体数についても引き続き横の連携を促進できるような場作り等に努めていきます。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって変化する社会情勢下においては、これらの取組が持続可能なものとなるよう、実施方法や機会の多様化を図ることも求められます。

小・中学校における環境保全活動は、実体験を通して自然の役割、大切さ、厳しさ等を学ぶ機会になっており、現場での実施が継続できています。令和3年度は、森林・自然等をテーマにし、荒廃竹林から伐採した竹を使ったワークショップを行いました。こうしたイベントは子どもたちの貴重な思い出として地域への愛着につながり、さらには、市民団体等が持つ豊富な知見や実践経験を次世代に伝える場として期待されます。

一方、地球環境保全協定締結企業数や酒匂川水系保全協議会会員数の実績によると、事業者等に働きかけて輪を広げる活動の伸び悩みが見受けられます。行政や市民・市民活動団体だけでなく、市内事業者が参画する経済団体等との連携方法を工夫し、スケールメリットを活かせるような取組を公民が一体となって進めていく必要があります。

基本目標Ⅱ

低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指します

〔計画の柱〕

Ⅱ－1 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスを大幅に削減するためには、市民・事業者・行政が一体となり、あらゆる施策を講じる必要があります。また施策間の結びつきも必要です。西暦 2050 年に 80%削減というわが国の長期的目標を念頭に、地域認証制の導入やインセンティブの付与など、様々な手法を取り入れながら、クリーンエネルギーの導入促進、建築物のエネルギー効率向上、二酸化炭素の吸収源である森林の保全など、横断的な施策を推進していきます。

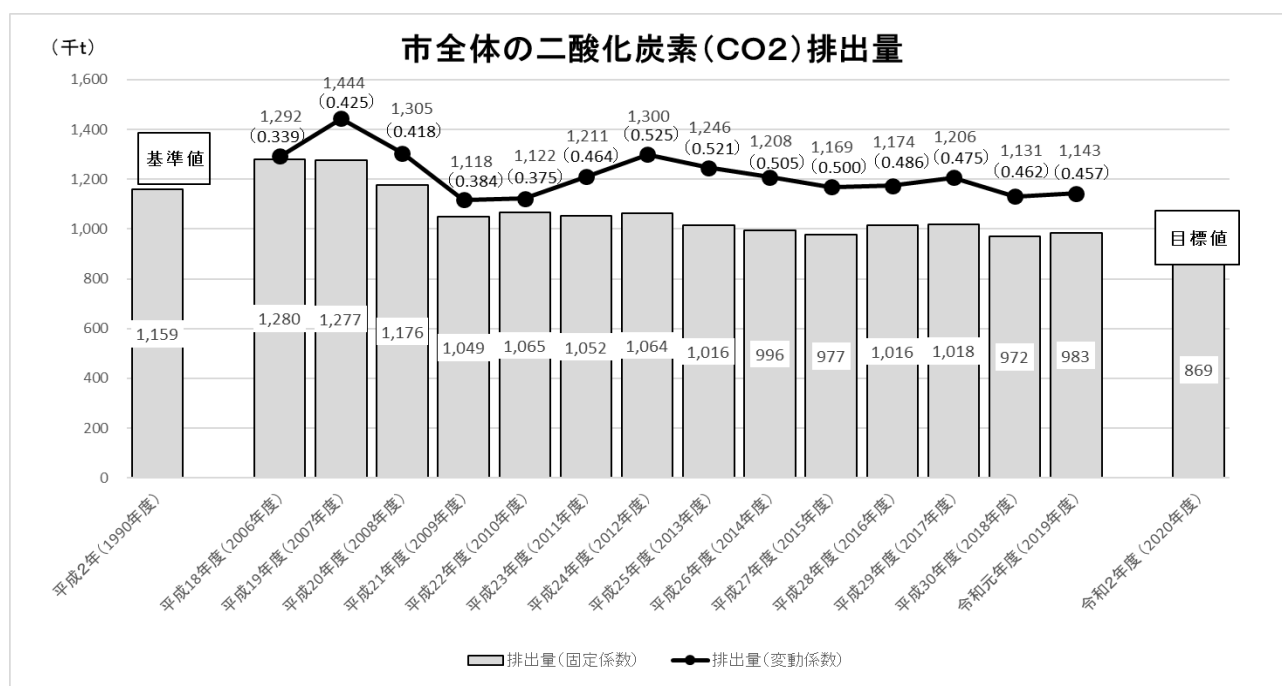
特に、二酸化炭素排出量の増加が著しい民生部門については、市民・事業者との連携を推し進め、排出量削減を実効性あるものとしていきます。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市全体の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 ※1	(平成 2 年度) 1,159.0 千 t	(令和 2 年度) 869.2 千 t (対平成 2 年度比 25%削減)	1,018 千 t	972 千 t	983 千 t

※1 温室効果ガス排出量の推計は、各種統計資料を用いて計算する必要があることから、把握できる排出量の情報は約 2 年遅れのものとなります。

グラフで見る成果指標



* 固定係数は 0.332 k g - CO₂ / k W h を指し、変動係数は毎年度変動するため、排出量の下側に () で示した (単位は k g - CO₂ / k W h)。

基本施策⑤ 省エネルギー行動の促進

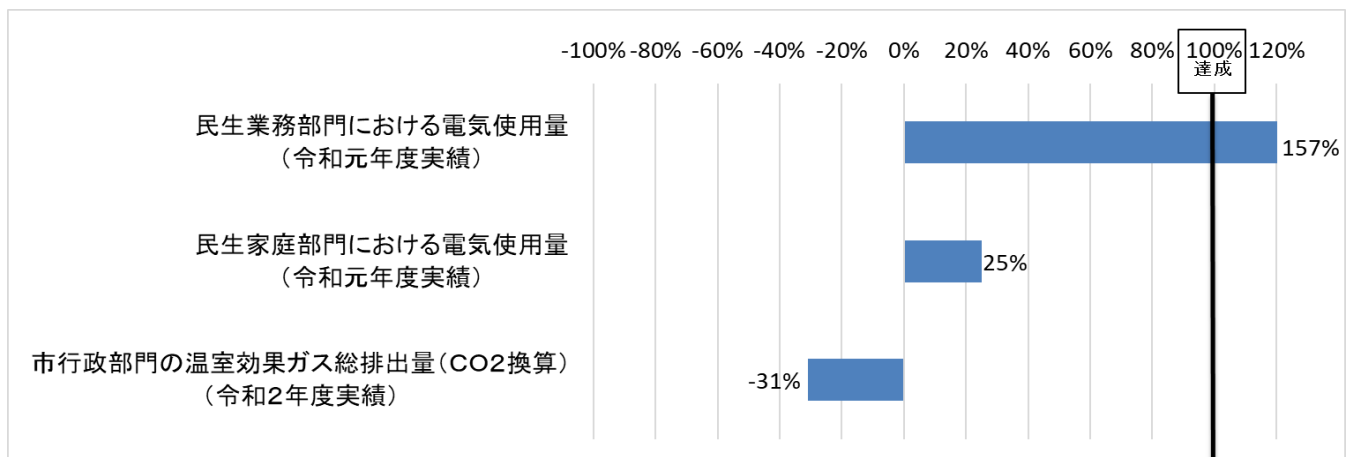
市域における二酸化炭素（CO₂）排出量は、前計画の基準年である平成12年（2000年）に比べ平成19年（2007年）まで上昇傾向にありました。特に、業務部門と家庭部門においては、高い割合で上昇しています。これは、人口は平成17年（2005年）以降、減少傾向にあるものの、サービスの多角化にともなう業務部門の床面積の増加や、世帯数の増加などによるエネルギー消費機器等の導入量の増加などによるものと思われます。

そこで、効率的なエネルギー利用に関する情報を提供するとともに、市民や事業者が積極的に省エネルギー行動をとれるよう、家庭向けの行動目標の提示や企業が取り組みやすい環境マネジメントシステムの普及などに取り組みます。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目標値	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (参考値)
民生業務部門における電気使用量	(平成21年度) 463千MWh	(令和2年度) 362千MWh	293 千MWh	304 千MWh	—
民生家庭部門における電気使用量	(平成21年度) 419千MWh	(令和2年度) 327千MWh	394 千MWh	396 千MWh	—
行政部門の温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算)	(平成21年度) 34,339t	(令和4年度) 29,292t	39,699t	35,447t	35,900t

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・市民・家庭における環境配慮行動推進事業

市民や事業者の省エネ行動を支援するため、小学校の放課後子ども教室において地球温暖化やその影響について、カルタなどを使った講座を実施し、身近な問題として楽しく分かりやすく学びました。

全体的な省エネ行動の定着化などにより二酸化炭素排出量は減少傾向となっており、国全体においても電力の低炭素化に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少や、エネルギー消費量の減少（省エネ、暖冬等）によってエネルギー起源の二酸化炭素排出量が減少しています。しかし、本市においては、廃棄物分野における二酸化炭素排出量が最も目標に遠い状況であり、ごみを出すことが二酸化炭素の排出につながることをしっかりと周知し、家庭から出る可燃ごみの削減により一層力を入れていく必要があります。

・**企業における環境配慮行動推進事業**

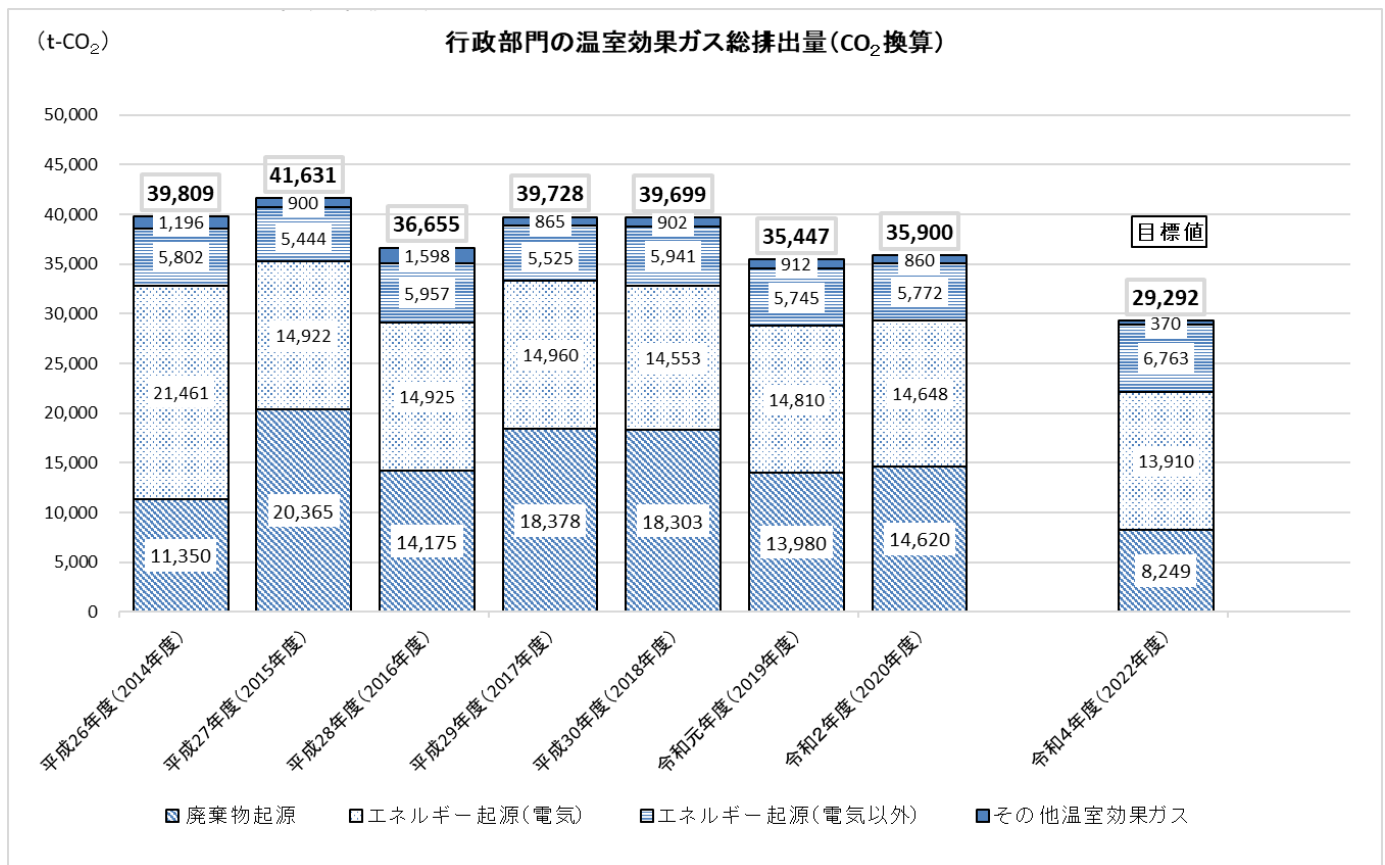
地球環境保全協定による、企業の対策活動促進と事業者との情報共有に努めました。

・**行政における環境配慮行動推進事業**

市役所（公共施設）での節電に取り組みました。市民サービスの低下につながらないように注意しながら、設備の運転時間を変更したり運転方法を工夫するなどしたほか、5～10月のクールビズの期間における室内の適正温度の維持、毎週水曜日及び毎月の給料日のノー残業デーの実施、支障のない範囲での照明の削減など、ワークスタイルの転換に努めました。なお、クールビズについては、職員が快適と感じる環境で執務できるよう、令和3年度からは期間の定めなく実施することとしました。

また、業務における省エネルギーを推進する国民運動「COOL CHOICE」の庁内への呼びかけなど、率先的な省エネルギーへの取組に努めました。

市役所の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量は、近年の計画的な高効率機器への改修等により、大幅に減った水準を維持している項目もありますが、少子高齢化の影響で施設のあり方を検討している段階であることから、機器の更新をすることができていないものは、老朽化によってエネルギーの使用効率が悪くなっている実態もあります。



基本施策⑥ クリーンエネルギーの活用促進

地球温暖化の主な原因は石油や石炭などの化石燃料をエネルギーとして使用してきたことにあります。地球温暖化対策を推進するためには、化石燃料にできる限り頼らず、二酸化炭素排出量の少ない「クリーン」なエネルギーの利活用を推進することが大切です。

石油に代わるエネルギーとしては、原子力や天然ガスなどのほか、再生可能エネルギーである太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、大気や地中の熱などのエネルギーがあります。

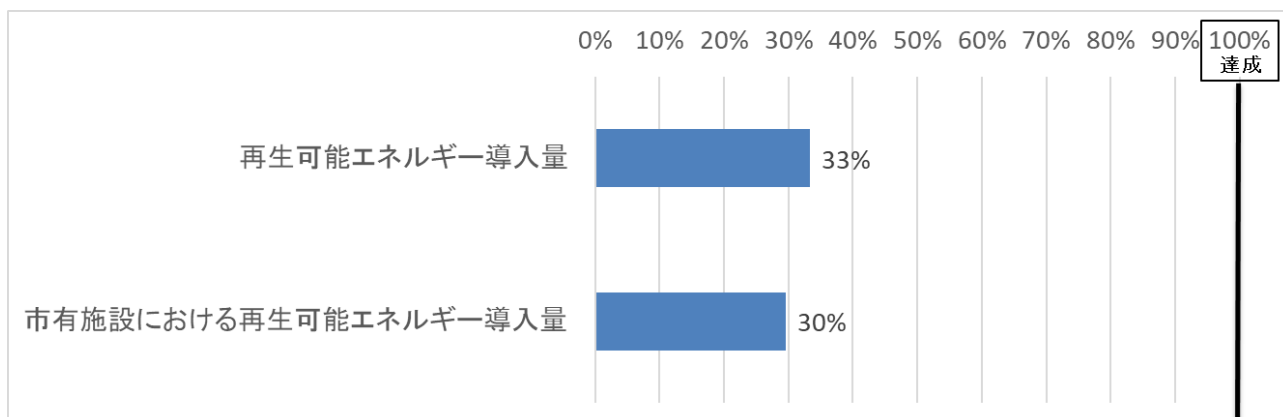
したがって、本計画では、地球温暖化対策に貢献するエネルギーである再生可能エネルギーのうち、技術的には実用化段階にあり一定規模の投資で導入可能なエネルギーに加えて、石油代替エネルギーの高度利用技術である天然ガスコージェネレーションや燃料電池などを「クリーンエネルギー」と総称し、その利活用を積極的に推進します（再生可能エネルギーには、新エネルギーが含まれます。）。

太陽光発電設備の導入など、クリーンエネルギーの導入拡大を進めるほか、バイオディーゼル燃料の導入実験など、エネルギーと資源の循環のシステムを検討します。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
再生可能エネルギー導入量	(平成25年度) 14,150.0kW	(令和4年度) 109,695kW	34,980kW	36,526kW
市有施設における再生可能エネルギー導入量	(平成21年度) 3.9 kW	(令和4年度) 1,400.0 kW	344.464kW	415.264kW

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・地球温暖化防止機器設置等補助事業

民生家庭部門の温室効果ガスを削減するため、各家庭の省エネ化や効率的なエネルギー利用を促進するなど、様々な取組に努めました。

・クリーンエネルギー導入推進事業

市施設におけるクリーンエネルギーの導入の推進に努めました。

○再生可能エネルギー事業奨励金の交付

事業の用として行う太陽光発電などの再生可能エネルギー事業（379.1kW）に対し奨励金を交付しました。

○市民参加型再生可能エネルギー事業

市民参加、地域への防災対策の推進や経済活性化に資する事業について、市民参加型再生可能エネルギー事業として認定し、奨励金を交付しました。

○市有施設における太陽光発電設備

平成30年2月に「小田原市エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業」により、自家消費型の太陽光発電設備（10kW）を小学校7校に設置しました。また、市庁舎の車庫棟屋根に設置した太陽光発電システム（合計100kW）のモニタリングや市ホームページにおいて発電量の公表を行いました。

○廃食用油を原材料とした燃料の製造・活用の推進

二酸化炭素（CO₂）の削減を図り、クリーンエネルギーへの取組を推進するため、家庭から排出された廃食用油を使い、代替燃料（BDF）として活用しました。

基本施策⑦ 交通における地球温暖化対策

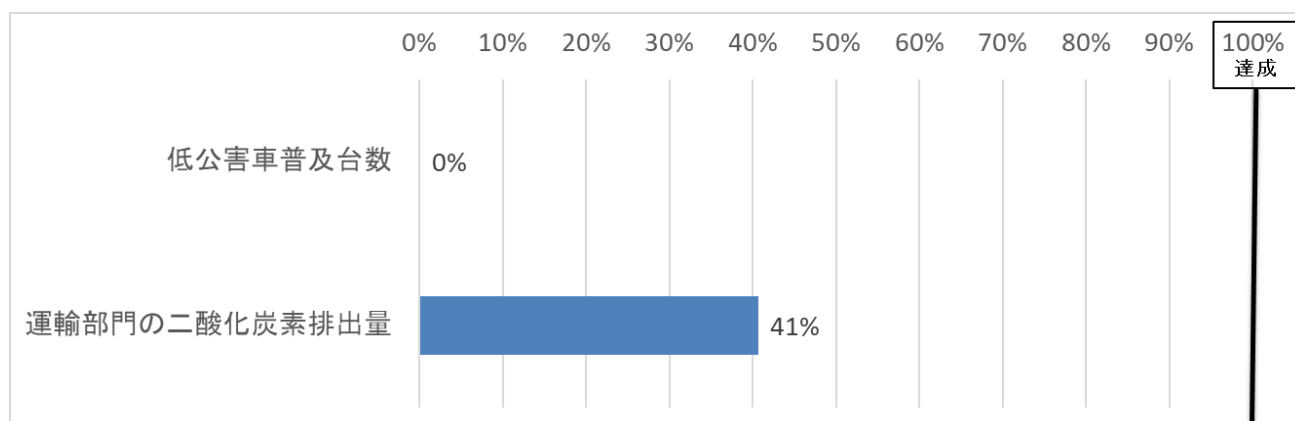
小田原市はこれまで、公用車に低公害車を率先導入してきました。今後は、多数の車両を運用する事業者であることを自覚し、環境配慮型次世代自動車の導入に努めるとともに、急速充電器の設置等への協力のほか、交通の円滑化、公共交通や自転車の利用促進、低炭素型次世代自動車の普及促進など、低炭素型の交通体系づくりに努めます。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
低公害車普及台数	(平成21年度) 1,570台	(令和4年度) 20,900台	13,841台	14,980台
運輸部門の二酸化炭素排出量 (CO ₂ 換算 ※)	(平成20年度) 271.7t	(令和4年度) 196.3t	(平成30年度) 242t	(令和元年度) 241t

※ 本書では、小田原市地球温暖化対策推進計画改訂版に則り、電力の排出係数は固定係数として0.332 kg-CO₂/kWhを用いています。

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・**公共交通環境改善・利便性向上促進事業**

神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等を通じて鉄道事業者に公共交通環境改善・利便性向上促進に向けた要望活動を行いました。

・**交通行動転換推進事業**

自家用車から公共交通利用への転換を目指し、県西地域2市8町で構成する神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会において、過年度に製作していたバスマップについて、圏域を2市5町から2市8町に拡大するとともに、観光情報等も追加した、新たな広域バスマップを製作しました。

・**幹線道路整備事業**

交通需要に対する円滑な交通処理に努めるとともに、歩行者の安全確保や都市機能の充実を図るため、幹線道路整備を実施しました。

・**交差点改良事業促進事業**

交通渋滞の解消や、安全な歩行者・自転車利用者空間確保のための交差点改良を実施しました。

・**低公害車普及事業**

おだわらスマートシティプロジェクトとの協働により、おだわらスマートシティフェアを開催し、低公害車の展示や試乗を実施し、最新の低公害車等について知ってもらう機会としました。

○自動車使用量の削減

全庁的に「COOL CHOICE」実施の普及啓発を行い、エコドライブの実施等といった自動車使用量の削減について呼びかけました。

○おだわらスマートシティプロジェクトの活動支援

おだわらスマートシティプロジェクトは、再生可能エネルギー・エコカー・省エネルギーの普及促進を目的に、市民、事業者、行政が協働で活動し、“青く澄んだ空をこどもたちにバトンタッチしよう”を合言葉に、本市を全国屈指の“スマートシティ”とすることを目指している組織です。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下でしたが、小中学生を対象とした絵画・ポスターコンクールを開催し、本会のネットワークを生かした学びの場を提供しました。11月には、「おだわらスマートシティフェア」を開催し、ハイブリッド自動車、電気自動車等の展示や試乗体験、鳥獣害対策ロボット等の展示のほか、絵画・ポスターコンクール入選作品の表彰及び展示などを行いました。

また、地球規模のテーマである脱炭素社会の実現に向け、市民の行動変容を促すような具体的なアクションを実践・提言できるような体制づくりを目指し、新たな会の目的や事業について検討を重ねました。

【その他重点プロジェクト】

●地球温暖化対策推進事業

家庭部門の温室効果ガス排出量の削減に寄与する機器等の導入に対して、支援をしました。

●再生可能エネルギー導入促進事業

EVを動く蓄電池として捉え、エネルギーマネジメントの対象とする「EVを活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業」に着手しました。

●木質バイオマスエネルギーの導入に向けた仕組みづくり

地域資源である木質バイオマス資源の持続的活用による地域のエネルギー循環、経済循環の創出を目指し、木質バイオマスエネルギーの導入に向けた仕組みづくりに努めました。

●エコツーリズム事業（再掲）

森・里・川・海が「ひとつらなり」の小田原の自然環境等を生かしたエコツーリズムを構築し、住民等の環境意識の向上と環境保全活動への誘因を図るとともに、地域固有の自然環境や生活文化の魅力を見直し、新たな観光振興のツールとします。さらに、経済的に成り立つ仕組みをつくることにより、持続的な環境保全活動の展開につなげるとともに、森・里・川・海が「ひとつらなり」の特徴を生かしたエコシティ・小田原を広くPRしていきます。

令和2年度には、環境省から「地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体」としての選定を受け、その取組の一つである体験型誘客のプロジェクトとして、森里川海がそろそろ小田原の自然資源を活用した新たなコンテンツづくり（サイクリングやヨガを取り入れたモニターツアー）に取り組みました。

まとめ

【成果指標の状況】

令和元年度における市全体の二酸化炭素（CO₂）排出量は、基準値である平成2年度の1,159千tと比較して約15%減の983千tでした。

【現状と課題】

市全体の二酸化炭素（CO₂）排出量は、近年、わずかに増減を繰り返しながらも減少傾向となっています。令和元年度の排出量増加の主な要因として、廃棄物部門における可燃ごみの廃棄プラスチックの割合が増加したことが考えられるため、分別の徹底や使い捨てプラスチックの使用を控えるなど、日常生活における意識の向上が求められ、本市も賛同登録している国民運動「COOL CHOICE」をはじめとする啓発、適切な情報提供や自発的な行動を促す施策等の展開が大切です。東日本大震災をきっかけとして広まった省エネルギーの意識向上や再生可能エネルギーの導入促進といった流れは、現在はSDGsに係る取組として継続していることも踏まえ、おだわらスマートシティプロジェクト等と連携した更なる活動を行う必要があります。

行政部門の温室効果ガス総排出量については、令和元年度と比較すると減少に転じていますが、廃棄物分野の可燃ごみの削減に加え、二酸化炭素排出の多くを占める電気について、公共施設における再エネ由来電力の導入検討や事務事業の効率化を図っていく必要があります。

また、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素化を目指すパリ協定の枠組みが平成28年度に発効し、国の地球温暖化対策計画が策定されたことなどを受け、平成30年度に小田原市地球温暖化対策推進計画の改訂を行っています。また、令和元年11月に2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を表明し、令和2年10月に「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」を行っており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー化の促進とともに、これらを効果的に制御するエネルギーマネジメントも含め、地球温暖化対策に一層の力を入れて取り組んでいく必要があります。

基本目標Ⅲ

循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指します

〔計画の柱〕

Ⅲ-1 物質循環と資源化の促進

ごみの収集運搬や処理・処分の過程で、大気汚染物質や温室効果ガスの発生など大きな環境負荷がかかると同時に、多額のごみ処理経費を要します。

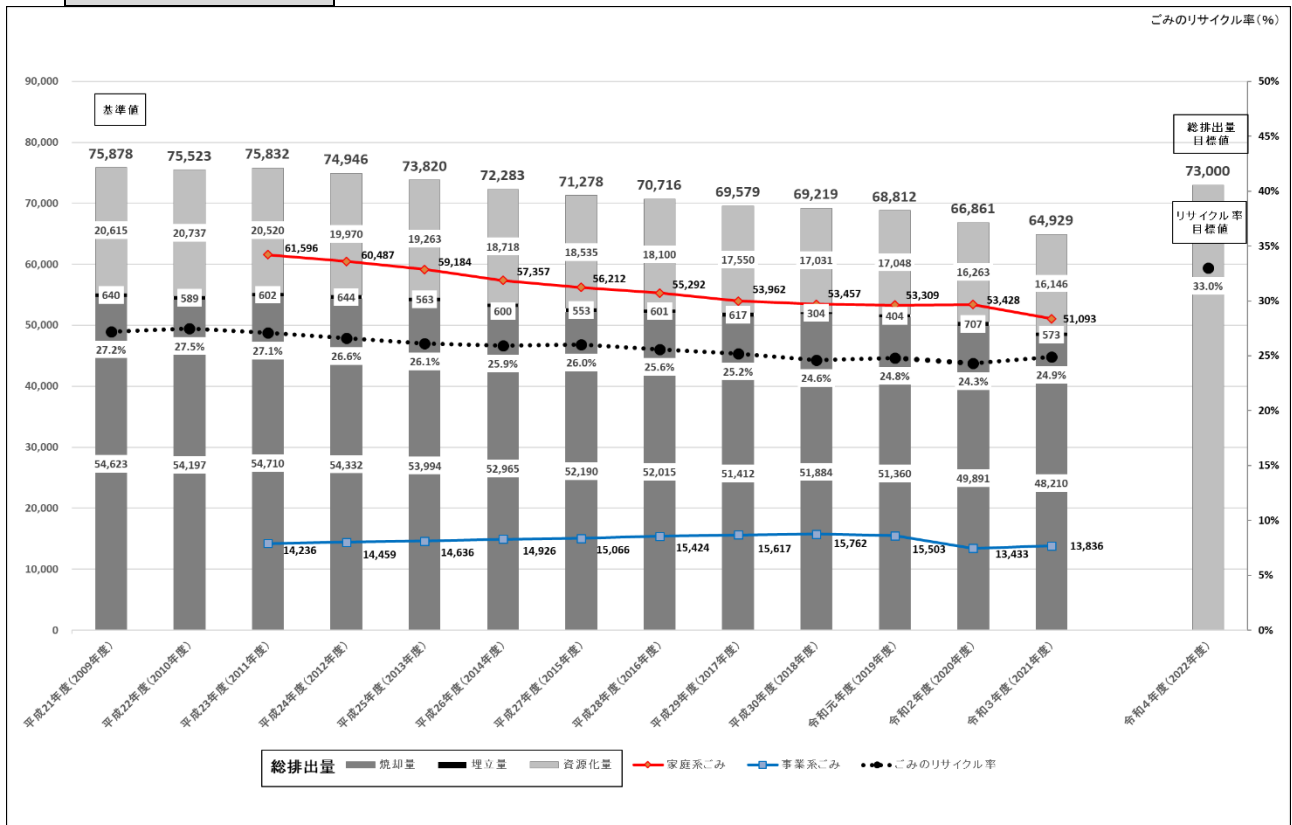
一般廃棄物の総排出量及び市民1人1日あたりの排出量は減少傾向にあります。最終処分場の残余容量に限度があることから、ごみの発生・排出抑制に向け、更に取り組を推進する必要があります。

このため、市民、事業者、市の協働のもと、商品の生産、流通・販売、使用、廃棄などの各段階において、ごみの発生抑制に向けた配慮がなされ、環境負荷の低減につながる5R（リフューズ「発生抑制」、リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リペア「修理」、リサイクル「再生利用」）の取組や、排出された廃棄物の適正な処理・処分が進み、資源消費が抑制されるとともに、廃棄されていた生ごみを堆肥として活用され、資源循環させるなど循環型のまちを目指します。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	令和2年度	令和3年度
ごみの総排出量	(平成21年度) 75,878 t	(令和4年度) 73,000 t	66,861 t	64,929 t
ごみのリサイクル率 (資源化率)	(平成21年度) 27.2%	(令和4年度) 33.0%	24.3%	24.9%

グラフで見る成果指標



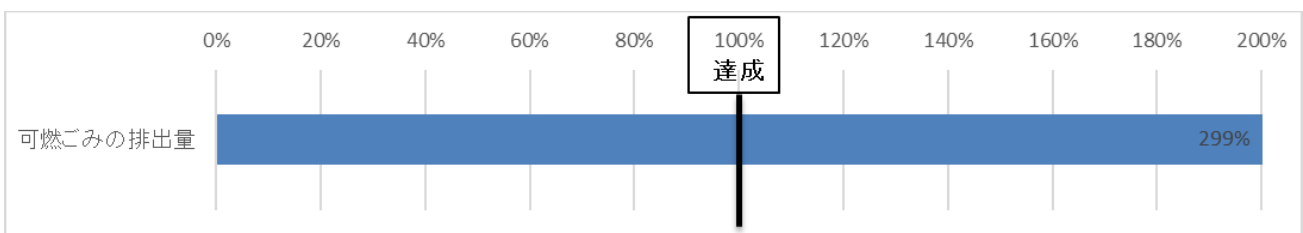
基本施策⑧ 廃棄物の発生と排出抑制

ごみの発生抑制のため、市民が日常生活の中で、ごみを発生させない製品を選んだり、事業者が事業活動に伴うごみを減量するよう、意識啓発を行うとともに、剪定枝の資源化や家庭ごみの有料化などによる、可燃ごみの削減方法を検討します。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
可燃ごみの排出量	(平成21年度) 54,109 t	(令和4年度) 52,000 t	48,806 t	47,795 t

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・一般廃棄物処理基本計画策定事業

令和2年3月に策定した第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画（令和2年度～令和11年度）に則り、事業を進めていきます。

●ごみ減量意識啓発事業

廃棄物の発生と排出の抑制のため、広報紙での特集記事の掲載、ごみを考える情報誌「ゴミダス26号」の発行、出前講座やホームページなどにより市民の意識啓発に努めました。

特に、ごみの減量意識の啓発を進めるため、小学生を対象とした授業「ごみを減らすための取組～小田原のごみの現状と生ごみ堆肥化～」を小学校10校で実施しました。

また、食品ロス削減に向け、講演会の開催や食品ロスダイアリーの配布、食べきり協力店登録事業を行いました。

外国人向けには、分別ルールを理解いただくために5種類（英語、繁体字中国語、簡体字中国語、韓国語、ポルトガル語）のごみ分別一覧表の配布を継続しています。

・剪定枝の資源化推進事業

可燃ごみの減量及び資源化率の向上を図ることを目的に、新たな資源化品目として剪定枝類（枝・草類）を対象とした取組を実施しました。令和3年度は試験的な取組として、市公共事業等で発生する剪定枝類のうち約33tを市内処理業者へ直接運搬し、資源化を行いました。

・菜の花栽培プロジェクト（再掲）

中村原の埋立処分場において、資源循環モデル事業として下中小学校や地元住民との協働で、菜の花を栽培し、菜種の採取を行ない、廃棄された油を回収してディーゼル自動車の燃料（BDF）として再活用する、菜の花栽培プロジェクトに取り組んできましたが、事業の目的、手法、効果等を検証した結果、令和2年度をもって事業を廃止することとしました。

基本施策⑨ リサイクルの推進と廃棄物の適正処理

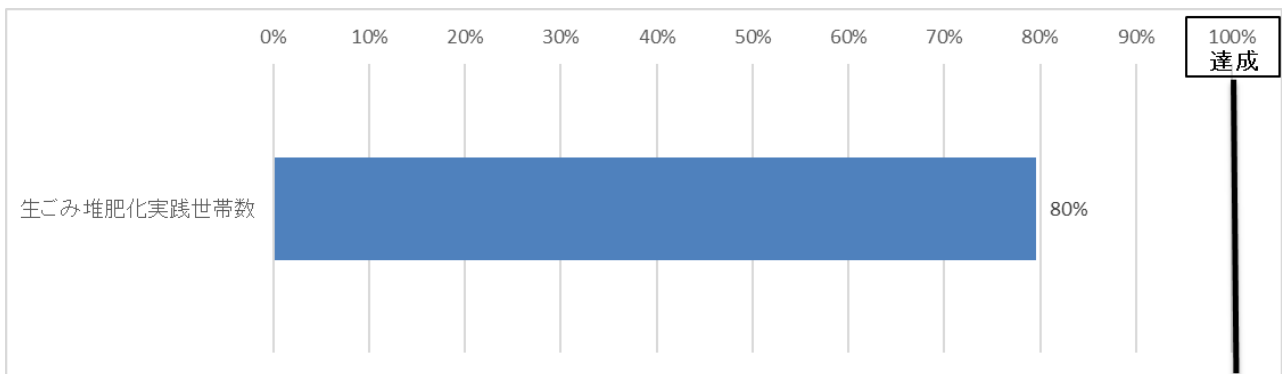
やむを得ず排出されたごみは、可能な限り資源として有効利用し、天然資源の消費を抑制することで、環境負荷の低減を図ります。また、生ごみ堆肥化など、従来はごみとして廃棄されていたものを資源へと循環させる仕組みをつくります。

また、資源物とならずに焼却処理するものについては、環境への負荷の低減に努めながら適正な処理を行います。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
生ごみ堆肥化実践世帯数	(平成22年度) 1,040世帯	(令和4年度) 8,000世帯	6,120世帯	6,369世帯

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・分別排出奨励事業

ごみ集積場所の管理をしている自治会（252自治会）等に管理謝礼を支払い、ごみの分別や減量化、資源化を進めました。

●生ごみ減量・資源化推進事業

従来はごみとして廃棄されていた生ごみを資源として循環させるために、平成22年度から生ごみの堆肥化に取り組んでいます。

特に、段ボールコンポストによる堆肥化の推進については、市民グループの小田原生（いき）ごみクラブとともに、参加者の集いの場である生（いき）ごみサロン、参加者向けの情報紙である「生（いき）ごみ通信」の発行（年3回発行）、新規参加者の確保とPR活動として、大型店などの店頭における段ボールコンポストの実演等、地域に根付いた取組を50回行うなど、公民連携によりごみの減量を実現しています。

令和3年度には、249件の登録参加世帯が増え、6,369件となりました。引き続き参加件数を増やし、リサイクルの推進、ごみの減量化につなげていきます。

・トレー・プラスチック容器再資源化事業

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）では、家庭から排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排

出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化（リサイクル）」するという各々の役割分担を規定しています。このリサイクルシステムに係る処理経費については、特定事業者（特定容器用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者）と市町村が負担することになっており、毎年度その負担比率が定められ、市町村は日本容器包装リサイクル協会が定める分別基準を満たして再商品化事業者へ引き渡す必要があります。

本市では、容器包装リサイクル協会の分別基準を満たすため、平成 26 年度から回収後のトレー・プラスチック容器包装類を破袋し、異物除去を行うなど、資源化率を高めています。

・古紙リサイクル事業

本市の古紙回収システムは、自治会、小田原市古紙リサイクル事業組合、行政の三者の協力により平成 6 年度から実施しています。

「住民はごみ集積場所に紙布類を排出する。組合は確実に収集する。行政は紙布類の収集量と相場に応じて協力金を支払う。」というもので、本市独自のシステムとして紙布類の相場に左右されないリサイクルを実現しています。

また、高齢者や障がい者等を対象とした登録制の紙布類戸別収集について、平成 30 年 12 月から、対象年齢を 70 歳以上から 65 歳以上へ引き下げました。

○ごみ処理広域化の検討

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の 1 市 3 町で構成する「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」（事務局：小田原市）が主体となり、定期的に会議を開催して、広域化実施計画及び循環型社会形成推進地域計画（第 2 次）を一部改定しました。

○焼却灰の資源化推進

ごみを焼却する際に発生する焼却灰を溶融スラグ化、焼成処理により、焼却灰発生量の 10.8% の量を資源化しました。

○小型家電リサイクル事業

平成 25 年 4 月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（通称「小型家電リサイクル法」）の施行に伴い、平成 25 年 12 月 1 日から、使用済み小型家電製品の回収・リサイクルを始めました。市内 5 か所の公共施設に専用の回収ボックスを設置し、携帯電話、デジタルカメラなどの指定 8 品目を回収しています。また、燃せないごみとして収集されたものの中からも対象となる小型家電製品をピックアップしています。

【その他重点プロジェクト】

●事業系ごみの減量強化事業

事業系一般廃棄物の一層の減量化、資源化を図るため、清掃工場に搬入される物について、搬入検査を実施し、不適正な排出事業者、収集運搬業者に対し指導を行っていますが、令和 2 年度及び令和 3 年度はコロナウイルスの影響から当面実施を見送ることとしました。

●家庭ごみ有料化の検討

ごみの分別マナーの徹底や十分なごみ減量施策を実施したうえで、なお、ごみの減量効果が見られない場合は、国の方針に基づき排出量に応じた負担の公平化や排出抑制・再利用等の市民の意識改革を進めるため、可燃ごみの有料化などを検討していきます。

【成果指標の状況】

ごみの総排出量は、平成 26 年度に目標値である 73,000 t を達成し、それ以降も減少傾向が続いています。令和 3 年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、事業系ごみの排出量が令和 2 年度と同程度で推移しています。排出量全体では、各品目の排出量が減少し、総排出量は約 2,000t 減少しました。

一方、トレー類の資源化量が増加したこと、総排出量が減少したことなどにより、令和 3 年度のリサイクル率は微増しましたが、資源化品目のうちで多くを占める古紙の回収量の減少が続いており、目標値である 33.0% の達成は厳しい状況となっています。

【現状と課題】

可燃ごみの排出量は、平成 24 年度から減少傾向にあり、平成 27 年度に目標値である 52,000 t を達成しました。令和 3 年度は、令和 2 年度と比較して約 1,000 t 減少しました。基準年である平成 21 年と比較すると 6,314 t 減少し、88.3% の排出量となっていますが、今後も継続してごみの減量へ取り組む必要性があります。

最終処分場の容量のひっ迫により焼却灰の処理を県外に頼らざるを得ない状況が続いている一方で、県外での排出処理は災害時における処理リスクの分散という観点で効果があるものと考えられます。いずれにしてもごみ処理の過程で発生する処理費用や環境負荷を一層低減するため、今後も継続してごみの減量に取り組む必要性があります。

ごみの減量意識の啓発を進めるため、小学生を対象とした授業「ごみを減らすための取組～小田原のごみの現状と生ごみ堆肥化～」を実施し、ごみの分別や出し方のルールを守ることの大切さを伝えています。様々な世代に対する意識啓発を今後も継続していくことが重要です。

家庭における生ごみの堆肥化の実践（段ボールコンポスト）は、参加世帯数は増加しているものの、令和 3 年度の達成率は 79.6% となっています。市民活動団体「小田原生（いき）ごみクラブ」とともに、参加者の集いの場である生ごみサロンや新規世帯の確保と P R 活動として行っている大型店などの店頭における段ボールコンポストの実演等、地域に根付いた取組を 50 回実施するとともに、参加者向けの情報紙である「生（いき）ごみ通信」の発行（年 3 回）も行っていますが、更なる新規世帯の確保や継続して取り組んでいただくための環境づくりなど、市民と行政との協働により、今後も重点的に取り組んでいく必要があります。

古紙の回収量は年々減少傾向にあり、本市の古紙回収システムを維持するためには、回収量の減少に歯止めをかける方策が必要となっています。今後は更に資源化量を増やすために、収集体制の見直しを含め検討することが求められています。

基本目標Ⅳ

自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指します

〔計画の柱〕

Ⅳ-1 生態系の保全

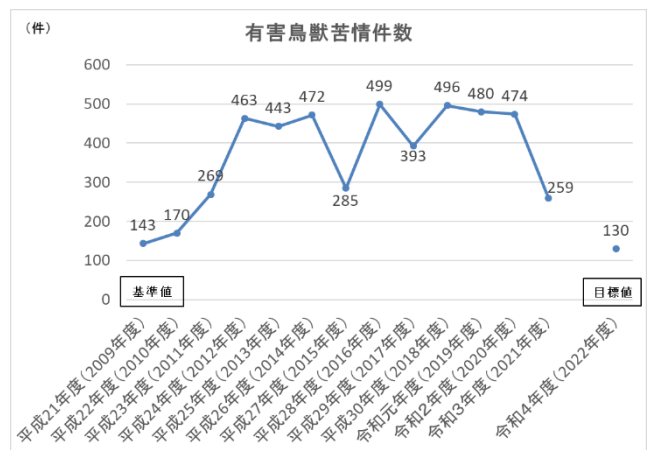
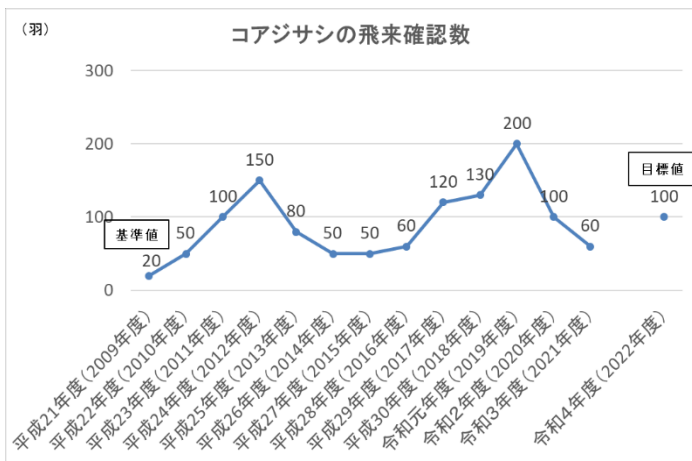
本市には、多種多様な動植物が生息しており、固有種のメダカも生息しています。しかし、森林や樹林地、里山、農地、水辺環境など、多様な生態系を育む生息・生育環境が、開発や、生息・生育環境保全の担い手不足による荒廃などにより脅かされています。生物多様性を守っていくためには、これらの生息・生育環境の保全・再生策を進めるとともに、貴重な生物を守るためのモニタリングや、生態系攪乱要因となる外来生物への対策、鳥獣被害対策等幅広い施策の展開が必要です。

また、多様な生態系に支えられた豊かな自然からの恵みを楽しむ・継承していくため、自然とふれあい、理解するための学習の機会をつくりまします。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	令和2年度	令和3年度
コアジサシ飛来確認数	(平成21年度) 20羽	(令和4年度) 100羽	100羽	60羽
有害鳥獣苦情件数	(平成21年度) 143件	(令和4年度) 130件	474件	259件

グラフで見る成果指標



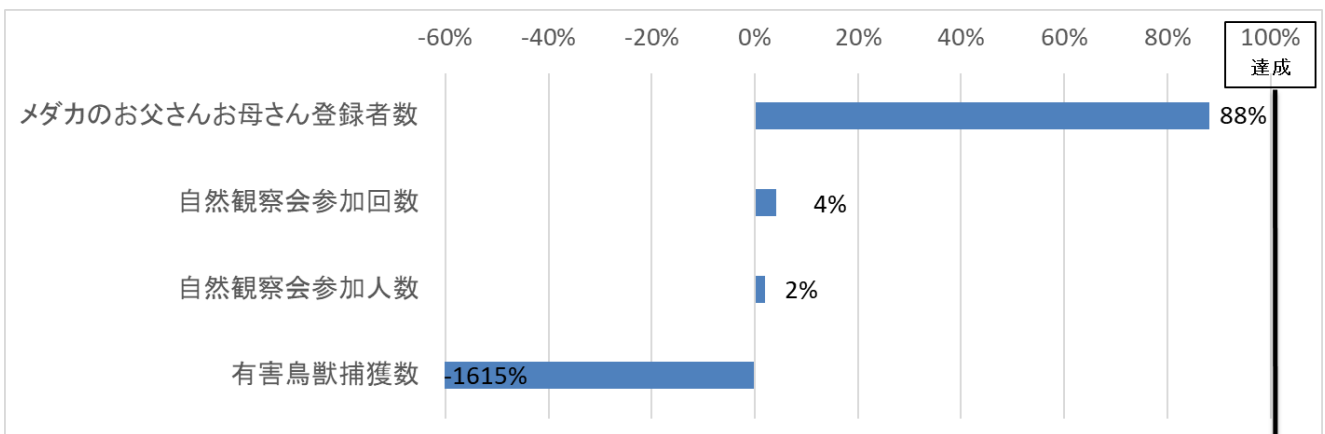
基本施策⑩ 生物の生息環境の保全と再生

飛来数が減少しているコアジサシの営巣地整備や、固有種の酒匂川水系メダカの繁殖支援や生息地の整備、外来生物や有害鳥獣対策、ビオトープづくりなど、動植物の生息環境の整備を行います。また、自然観察会を開催し、人々の野生生物の保護に対する理解や認識を深めます。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
メダカのお父さんお母さん登録者数	(平成21年度) 1,187人	(令和4年度) 2,400人	2,034人	2,114人
自然観察会開催回数及び参加人数	(平成21年度) 11回・508人	(令和4年度) 24回・900人	1回 22人	1回 18人
有害鳥獣捕獲数	(平成21年度) 183件	(令和4年度) 150件	767件	716件

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

●野猿対策事業

本市では、早川・片浦地区を活動域とするH群（約12頭）の野猿が生息しています。また、H群出身とみられるハナレザルが市内をはじめ広範囲を移動しています。野猿は、人家への侵入や農作物を食べるなど、様々な生活被害や農業被害を引き起こしています。そこで、神奈川県猟友会小田原支部に監視と追い払いを委託して通年実施したほか、小田原市鳥獣被害防止対策協議会による追い払いを実施しました。

また、本市に生息する野猿については、神奈川県ニホンザル管理事業実施計画において「管理困難な群れ」に指定され、全頭捕獲をすることとされておりますので、引き続き群れの除去を実施します。

●有害鳥獣対策事業

ハクビシンやアライグマなどの野生動物に起因する糞尿や騒音、食害等の被害者からの相談及び申請に基づき、捕獲許可を行うとともに、小動物用の捕獲檻の貸し出しと、捕獲時の回収及び安楽

殺処分（業務委託）を行いました。捕獲に要する箱わなについては、不具合の生じたわなの更新に対応するため、今後も継続的に購入していきます。

特定外来生物であるアライグマについては、県のアライグマ防除計画に基づき、被害防除・捕獲を実施しました。

豚熱感染確認区域に指定された影響で、有害鳥獣駆除を中止した狩猟者も多く、イノシシの捕獲数は若干減少したものの、ハクビシン等の小動物の捕獲数も含め、総数は概ね同水準で推移しています。

● 酒匂川水系保全事業（再掲）

酒匂川水系は、県西地域の水源であると同時に、横浜市・川崎市及び横須賀市の工業用水・飲料水としても利用されています。

昭和 35 年に設立された酒匂川水系保全協議会は、酒匂川水系流域の自治体や事業所等で構成され、川の水質保全啓発を目的とし、写真展などを開催して河川保護の意識醸成を図るとともに、酒匂川水系流域や利水域の住民に向けた啓発を行っています。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部事業を中止しましたが、6 事業を開催し、酒匂川と親しむ機会を数多く提供しました。

・ コアジサシの郷づくり事業

市の鳥であるコアジサシの探鳥会を全 2 回計画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から「冬鳥の探鳥会」のみ実施しました。

・ メダカの保護事業

メダカのお父さんお母さん制度では、新規登録者に対し、メダカの配布に加え、メダカの置かれている自然環境や固有種保護の大切さをテーマとするメダカミニセミナーを開催していますが、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点からミニセミナーを中止としたものの、環境マインド醸成のため、メダカの配布を実施しました。

・ 自然観察会開催事業

野鳥観察や、水中生物調べ等様々な分野のイベントを開催し、自然の豊かさや自然保護の大切さについて体感していただきました。

〔計画の柱〕

IV-2 緑の保全・創出と活用

市外周部に広がる森林や里山、酒匂川沿いに広がる田園といった緑は、小田原市を特徴づける風景や景観を形成しており、同時に、様々な環境保全機能を持っています。しかし、開発や相続時における土地利用形態の転換による緑地の減少、後継者不足による森林や農地などの緑地の荒廃が進んでいます。このため、今ある緑を保全するとともに、新たな緑を創出、育成していく取組が必要です。

そのためには、市による取組のほか、市民・事業者などの様々な主体が一体となって進めていくことが大切です。

また、緑地の整備だけでなく、従事者が減りつつある農業や林業という経済活動が支えられることで、持続的な緑の保全、創出・育成を目指します。

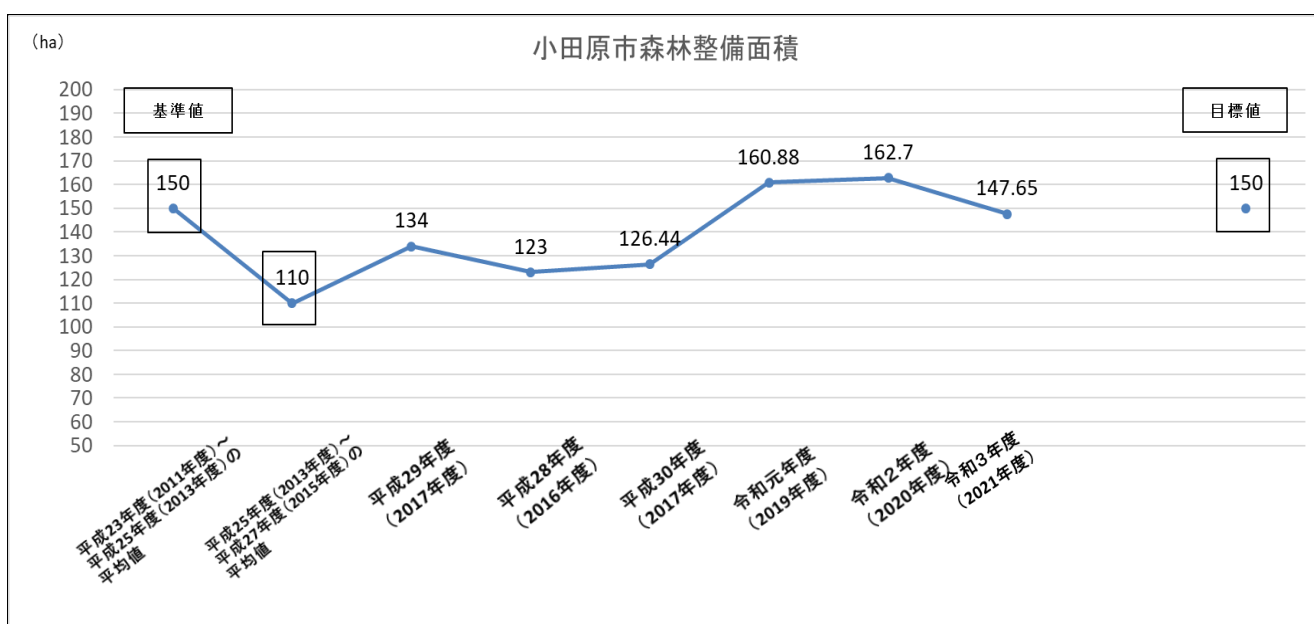
【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	令和2年度	令和3年度
緑地面積 ※1	(平成21年度) 4,250ha	(平成27年度) 4,494ha	(平成27年度) 4,250.3ha	
小田原市森林整備面積 ※2	(平成23年度から 25年度の平均) 150ha	(令和2年度から 4年度の平均) 150ha	162.70ha	147.65ha

※1 緑地面積の目標は、小田原市緑の基本計画（計画期間：平成8年度～27年度）によるため、平成27年度の計画期間終了に伴って実績の把握を終了し、本数値の算定も終了しています。なお、同計画は、小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」（計画期間：平成28年度～令和17年度）に改定されました。

※2 実績値は、県から依頼される「森林資源調査」の事業面積を用いています。

グラフで見る成果指標



基本施策① 森林・里山の保全と再生

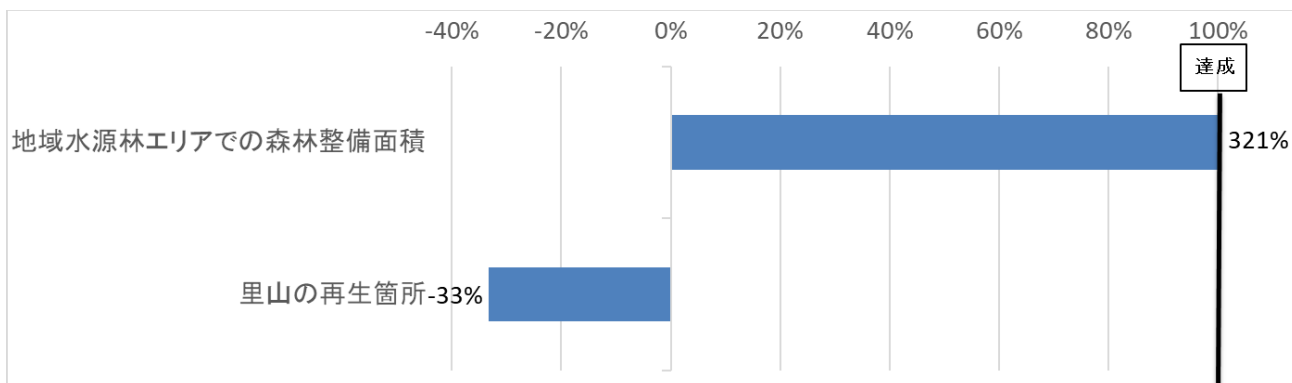
市域に残る森林や里山を保全するため、地権者の理解や協力を得ながら、様々な制度を活用するとともに、緑を支える多様な主体との協働による新たな保全方策の検討を進め、良質な緑を守り育てます。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
地域水源林エリアでの森林整備面積 ※	(平成21年度) 132.47 ha	増加	391.76ha	425.87ha
里山の再生箇所	(平成21年度) 3箇所	増加	3箇所	2箇所

※ 地域水源林エリアでの森林整備面積は、市が主体的に水源林の確保・整備に取り組む地域水源林エリアでの森林整備面積に関するものです。

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・地域水源林エリアでの森林整備面積

県補助金（水源環境保全・再生市町村補助金）を活用しながら、地域水源林エリアの森林を健全な状態にするための整備（間伐、枝打ち等）を行いました。

・地域水源林整備事業

県補助金（水源環境保全・再生市町村補助金）を活用した森林整備を行いました。

●里地里山再生事業

県条例の指定を受けた次の地域での再生事業への支援をしました。

久野地域（平成20年12月2日選定） 田畑の保全に係る取組

上曽我地区（平成25年3月1日選定） 樹園地の保全に係る取組

○和留沢プロジェクト（再掲）

耕作放棄地の再生を通じて地域コミュニティの活性化を目指した和留沢プロジェクトは、地元自治会の有志などと協働し、長らく耕作を放棄されていた農地を再開墾し、農地として復元するところから事業が始まりました。

令和3年度は、市民参加型のジャガイモ栽培体験やフィールドを使用した環境学習を行いました。事業実施から10年が経過し、実行委員会は4名となり今後の担い手の確保も難しいことから、今後、当該土地については、環境学習フィールドとして広く活用する方法を検討していきます。

基本施策⑫ 農地の保護

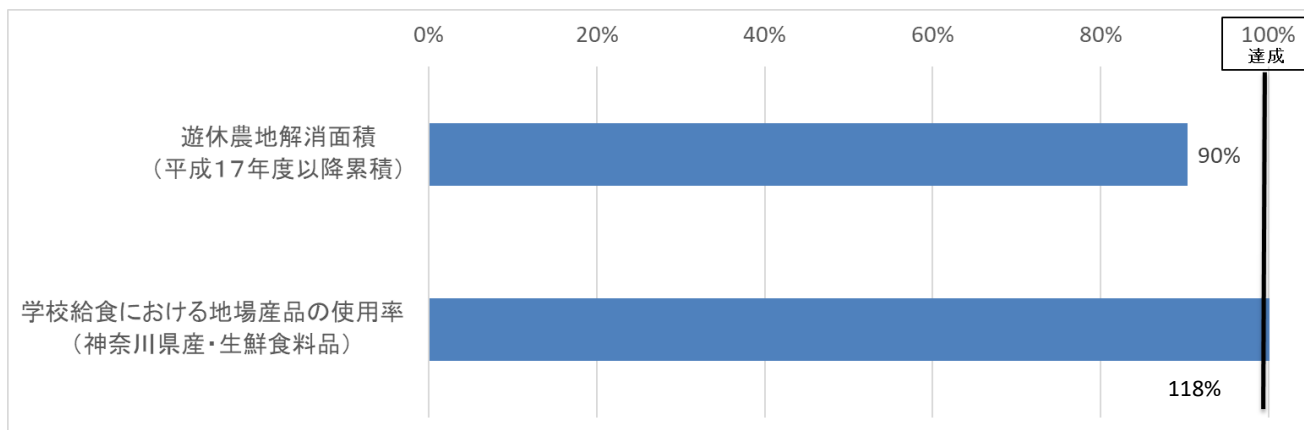
農地には、農産物の供給だけでなく、緑、水循環、生物多様性、景観など多面的な機能があることから、持続的に農地が保全され、その機能が十分発揮されるよう、市民が「農」に触れる機会を提供し市民の農地や農業に対する理解を深めるほか、地産地消の推進、市民農園や体験農園の開設支援、援農ボランティアの育成など農業を支える仕組みをつくりまします。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
遊休農地解消面積 (平成17年度以降累積)	(平成21年度) 22.3ha	(令和4年度) 44.4ha	39.8ha	40.1ha
学校給食における地場産品の 使用率(神奈川県産・生鮮食 料品) ※	(平成21年度) 30.3%	(令和4年度) 35.0%	22.6%	35.4%

※ 平成28年より、第二次神奈川食育推進計画による目標値と合わせたため、基準値及び目標値を修正した。

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □ : 位置づけ事業 ● : 重点プロジェクトに該当する事業 ○ : その他の事業

・「小田原市地域耕作放棄地対策協議会」参画事業

当該協議会は終了しており、事業は小田原市地域農業再生協議会が引き続き実施しました。

○小田原市地域農業再生協議会への参画

地域農業に関わりの深い関係機関で構成される「小田原市地域農業再生協議会」において、地域農業の振興について幅広い観点から協議を行いました。

・農産物地産地消の促進

各地域の市民団体が、農業体験や加工体験の実施、農産物や加工品の販売を行いました。

○農業経営改善支援事業

農業経営改善計画の認定や経営改善を支援するため、経営セミナー等の事業案内などを行い、農業経営基盤の強化を図りました。

○特産品開発・販売促進事業

安心・安全な農・水産物の生産と地産地消を進めるため、特産品として定着している「小田原わいんシリーズ（梅、レモン、みかん、湘南ゴールド）」を継続的に生産しています。

○食育実践地域活動支援事業

旬の地魚と小田原いちばやさいを使った料理教室を開催しました。

○水産物安定供給促進事業

漁港に設置した魚体選別機や魚類移送機、海水殺菌冷却装置を使って、定置網で漁獲された鮮魚の迅速かつ衛生的な水揚げを行い、安定した供給とブランド化へ向け推進を図りました。

基本施策⑬ 市街地の緑の保全と創出

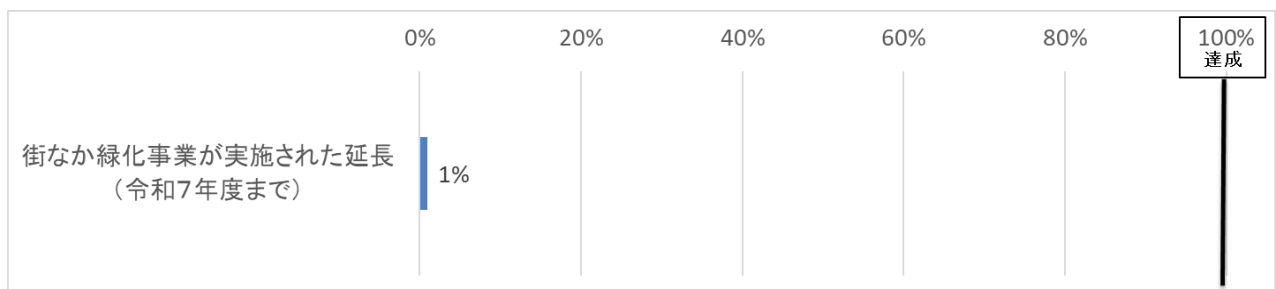
本市の緑は周縁部の山林が中心で、都市公園など市街地の緑は十分とは言えません。市街地においても、緑にあふれ、潤いのある快適な生活環境を実現するため、街路樹などの公共空間の緑を適正に管理するほか、沿道や民有地における市民の主体的な緑化に対して支援します。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
支援策に住宅等の沿道部が緑化された件数 ※1	(平成26年度) 0件	(令和17年度) 150件		
街なか緑化事業が実施された延長 ※2	(平成26年度) 0.2km	(令和7年度) 1.8km (令和17年度) 3.0km	0.085km/年 (8件)	0.016km/年 (2件)

※1、2 小田原市緑の基本計画「おだわらみどりの創生プラン」（計画期間 平成28年度～令和17年度）により、進行管理指標を「公園緑地面積（市民1人あたり）」から変更した指標です。また、※1の住宅等の沿道部緑化の支援については、小田原駅周辺において「街なか緑化事業」に引き続き「まちなか緑化助成事業」を実施予定のため、指標を「街なか緑化事業が実施された延長（件数）」と統合し、実績の把握を終了します。

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □ : 位置づけ事業 ● : 重点プロジェクトに該当する事業 ○ : その他の事業

・ **まちなか緑化事業**

- ・ 公共空間緑化支援 …小田原駅周辺の道路照明灯に花飾りを設置するとともに、公共花壇へ花の植え付けを実施しました。また、緑化団体等（自治会、老人会など）へ花苗を配布し、公民館やみどりの広場などの地域拠点の緑化を行いました。
- ・ みどりの担い手育成…保育園や幼稚園へ草花の種や球根、肥料等の園芸資材を提供し、種まきや球根の植付け、水やりなど開花までの作業を園児が行い育てていくことで、花や緑への関心を高めました。
- ・ 民有地緑化支援 …小田原駅周辺地区の民有地を緑化した方々に、花苗や用土、肥料等の経費の一部を助成しました。助成金額は緑化対象経費の2分の1（ただし、上限15万円）。

○ 街区公園整備事業

令和3年度中に身近な公園プロデュース事業で8公園が追加され、合計64公園の清掃等の管理が、地元住民で行われました。

○ 街路樹等整備事業

既存の街路樹等の整枝・剪定を行い、適正な管理に努めました。街路樹の管理目標樹形を路線ごとに設定するため、現地調査や資料整理を行いました。

・ **保存樹・保存樹林の指定**

健全で美観上優れる樹木・樹林を保存樹・保存樹林に指定登録し、奨励金を交付しました。

〔計画の柱〕

IV-3 自然とふれあう場の創出

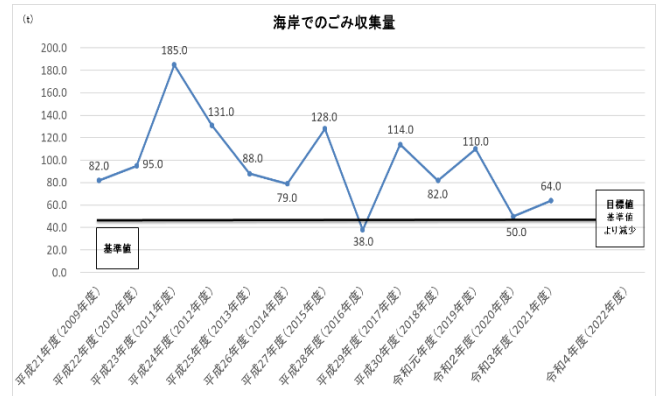
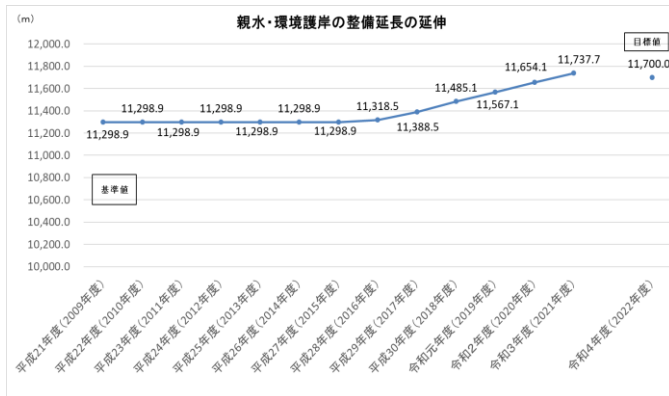
基本施策⑭ 水辺環境の保存と再生

小田原市は身近な河川、海浜などの水辺環境に恵まれていますが、メダカやホタルが生息する清らかな水辺が少なくなり、コンクリート張りの護岸や、ごみの散乱が目立つようになりました。自然と親しめる水辺を取り戻すために、水質や水量を保全するとともに、水辺の自然の保全と再生を進めます。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	令和2年度	令和3年度
親水・環境護岸の整備 延長の延伸	(平成21年度) 11,298.9m	(令和4年度) 11,700m	11,654.1m (令和2年度 87.0m)	11,737.7m (令和3年度 83.6m)
海岸でのごみ収集量	(平成21年度) 82 t	基準値より減少	50 t	64 t

グラフで見る成果指標



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

河川環境整備事業

環境に配慮した素材の活用や親水機能を有する多自然水路の整備を行いました。

河川環境保全事業

小田原市自治会総連合が実施する酒匂川の美化活動である「クリーンさかわ」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

酒匂川植栽事業の推進 ※市民による環境再生プロジェクト推進事業（酒匂川植栽事業）（再掲）

市内中心部を流れる酒匂川では、20年以上にわたって流域の自治会と事業者、行政が協働し、ごみのない川を目指した河川美化活動「クリーンさかわ」が行われています。こうした“ごみを拾う活動”から、“ごみを捨てられない環境づくり”への転換と、地域資源としての酒匂川がより市民に親しまれることを目的に、酒匂川植栽事業に取り組み、植栽のオーナー制「小田原市夢が咲くマイ花壇」を設けています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市民・事業者・自治会等による大規模な除草作業は中止となりましたが、感染防止対策を講じ、約750株のシバザクラを補植しました。

【その他重点プロジェクト】

●森林再生事業

平成28年度までは、類似事業である「ふるさとの森づくり事業」を実施していました。平成29年度以降は当該事業の実施はしていませんが、今後、植林や交流体験など森にふれあう機会づくりや枝打ちや間伐の支援、水源かん養機能が強く多様な生物を育むことのできる落葉広葉樹を主体とした森林の再生を促し、さらに、豊かな海づくりに向けた森林づくりを進めていきます。

●野生動植物保護事業

市の鳥のコアジサシの保護や啓発を行いました。また、メダカのお父さんお母さん制度によるメダカの保全策を推進するとともに、生息地の保全管理活動や、啓発を行いました。

●酒匂川水系保全事業（再掲）

酒匂川水系は、県西地域の水源であると同時に、横浜市・川崎市及び横須賀市の工業用水・飲料水としても利用されています。

昭和 35 年に設立された酒匂川水系保全協議会は、酒匂川水系流域の自治体や事業所等で構成され、川の水質保全啓発を目的とし、写真展などを開催して河川保護の意識醸成を図るとともに、酒匂川水系流域や利水域の住民に向けた啓発を行っています。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部事業を中止しましたが、6 事業を開催し、酒匂川と親しむ機会を数多く提供しました。

まとめ

【成果指標の状況】

市の鳥であるコアジサシの探鳥会を全 2 回計画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から「冬鳥の探鳥会」のみ実施しました。

有害鳥獣の苦情は、令和 2 年度と同水準にあります。内訳としては、イノシシに関する苦情が減少しましたが、ニホンザル・ハクビシン・タヌキ等の小動物の被害件数が増加傾向にあり、引き続き有害鳥獣対策を実施し、被害軽減に努めました。

森林整備面積は、水源地域の森林を健全な状態にするため、県補助金（水源環境保全・再生市町村補助金）を活用しながら、間伐等、枝打による整備が継続されています。

親水・環境護岸の整備延長の延伸については、整備の終わった水路等の整備の評価をするため、継続した水質測定などを実施しました。引き続き、良好な水環境や水辺の原風景を保全するため、整備計画に基づき一部の水路の整備を実施しています。

海岸でのごみ収集量は、自然災害による影響が大きく、大きな天候不順等がある年度は、ごみの量が増加します。そのような場合でも良好な環境を保つため、市民団体や地域団体等が自主的に実施する海岸清掃に対し、(公財)かながわ海岸美化財団と協力し、ボランティア袋の提供や迅速なごみ回収を行い、ボランティア参加者を支援しています。

【現状と課題】

有害鳥獣の苦情については、耕作放棄地による里山の荒廃や、人慣れし人家侵入等を繰り返すニホンザルの出没等が影響していると考えられます。引き続き有害鳥獣対策を重点的に実施し、被害軽減に努めていきます。また、ハクビシンやアライグマなどの野生動物が建物の天井裏や床下、物置といった場所に侵入し、糞尿の排泄などの被害が発生するといった相談も多く寄せられています。ニホンザルについては、神奈川県猟友会小田原支部や小田原市鳥獣被害防止対策協議会による追払いを継続実施することが有効です。

遊休農地解消面積は、近年、微増してはいるものの、農産物価格の低迷等により、依然として農業の担い手不足の現状から遊休農地の増加が懸念されており、農業分野における重要な課題となっています。

基本目標V

生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します

〔計画の柱〕

V-1 快適な生活環境の保全

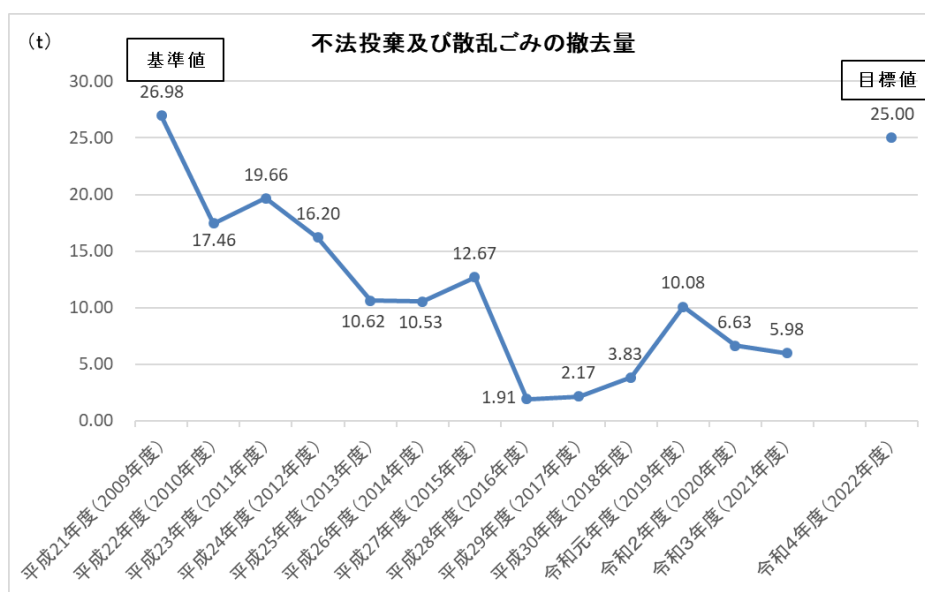
本市の周縁部には、山林や里山、田園景観など豊かな自然が広がっています。その一方で、市街地においては、都市公園などの身近な緑が不足しているほか、ポイ捨てや不法投棄、犬・猫の糞の放置によりまちの美観が損なわれています。

そこで、身近な緑を保全・創出し、まちの美観を改善させ、都市アメニティを向上させるために、市民とともに快適な生活環境の保全を進めます。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	令和2年度	令和3年度
不法投棄及び散乱ごみの撤去量	(平成21年度) 26.98 t	(令和4年度) 25.00 t	6.63 t	5.98 t

グラフで見る成果指標



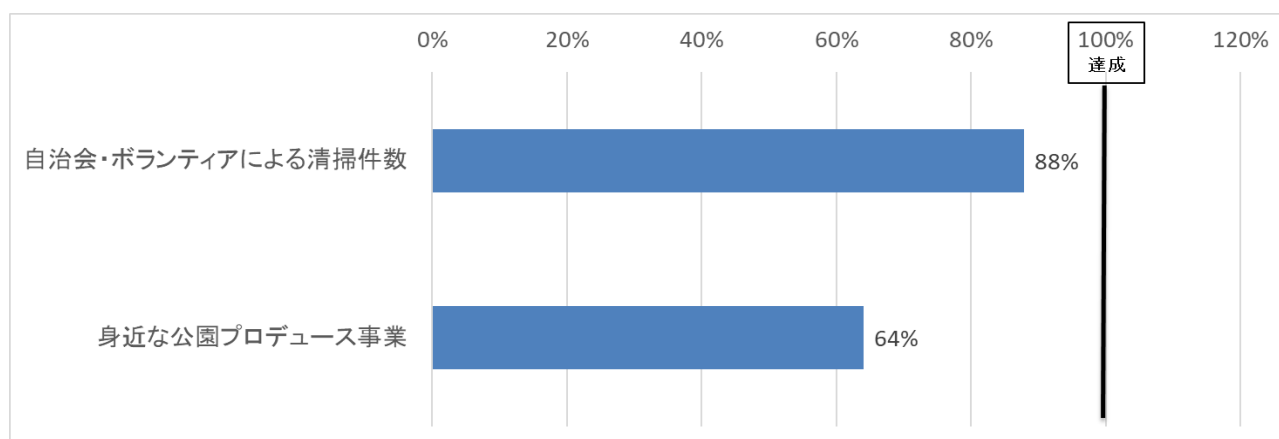
基本施策⑮ まちの美化の促進

本市では、「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」において、たばこの吸殻や空き缶などのポイ捨てや、歩きたばこなどを禁止しています。今後も、このようなポイ捨てや不法投棄、犬・猫の糞の放置など、まちの美化を損なう行為をなくすため、市民や観光客などの来訪者の意識啓発を進めるとともに、地域住民の協力を得ながら、美化を進めていきます。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
自治会・ボランティアによる清掃件数	(平成21年度) 579件	(令和4年度) 650件	576件	571件
身近な公園プロデュース事業の実施公園数	(平成27年度) 13公園	(令和7年度) 50公園	56公園 (8公園追加)	64公園 (8公園追加)

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

●地域美化促進事業

清掃活動を行う自治会やボランティア団体に対して、ボランティア清掃用ゴミ袋を提供するほか、ごみ回収を迅速に行い、活動を支援しました。

・環境美化促進重点地区美化事業

小田原駅周辺の環境美化促進重点地区において、ポイ捨て防止キャンペーンを実施し、地域の環境美化意識の高揚を図りました。

・不法投棄防止対策事業

関係機関との連携を図り、パトロールの実施、監視カメラの設置、防止用看板の貸出し等の対策を行いました。

●海岸美化推進事業

県の自然海岸の一体的な清掃を行うために設立された（公財）かながわ海岸美化財団に負担金を支出し、海岸清掃を推進しました。また、（公財）かながわ海岸美化財団と連携し、地域の海岸ボランティア等の活動を支援しました。

・犬・猫の飼い方マナーの啓発

小田原市役所敷地内において、犬のしつけ教室を開催しました。また、ふん放置禁止看板の貸出しや、広報紙を利用して犬・猫の飼い主に対するマナー遵守の啓発活動を行いました。

ボランティア等と協働で、野良猫対策としてTNR活動（野良猫を捕獲し、去勢・不妊手術をしたのちに、元に居た場所に戻す活動）を実施したほか、野良猫を保護し、自身の飼い猫とする市民に対する当該猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助する事業を実施しました。

〔計画の柱〕

V-2 環境汚染の防止

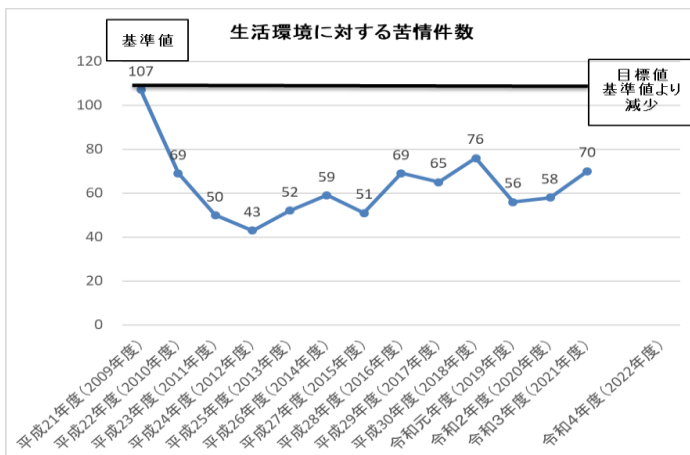
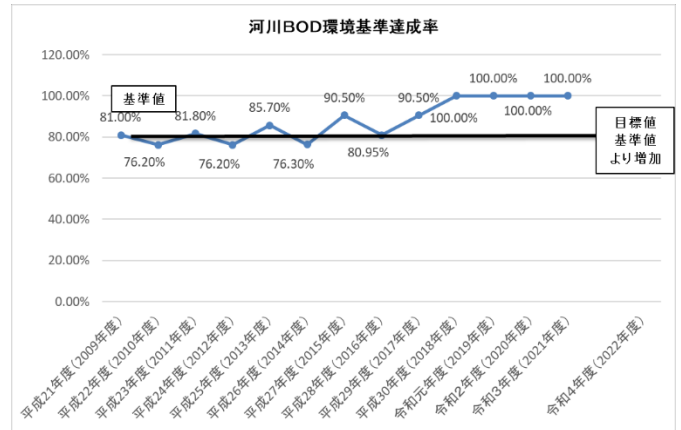
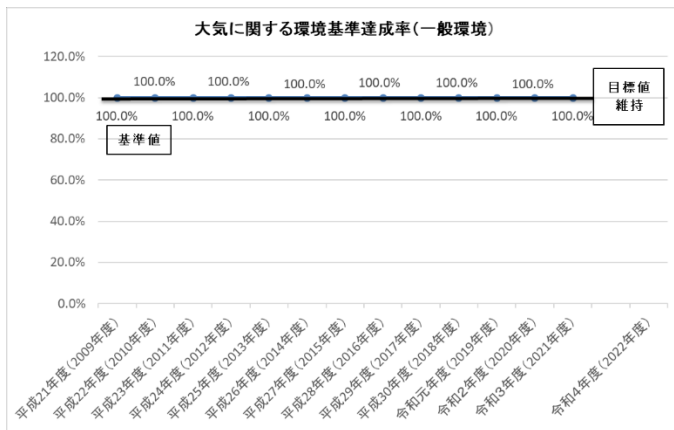
すべての市民が良好な生活環境を享受するため、大気・水質・土壌・騒音などの環境監視や発生源対策等の強化により、環境基準を達成、維持するとともに、更なる質の向上を目指し、環境負荷の低減を進めます。また、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質については、排出抑制や適正管理等を促進し、環境汚染の未然防止に努めます。

また、身近な問題である悪臭についても対策を進めます。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	令和2年度	令和3年度
大気に関する環境基準達成率（一般環境）	（平成21年度） 100.0%	維持	100.0%	100.0%
河川BOD環境基準達成率	（平成21年度） 81.0%	基準値より増加	100.0%	100.0%
自動車騒音環境基準達成率	（平成21年度） 99.1%	（令和4年度） 100.0%	100.0%	100.0%
生活環境に対する苦情件数	（平成21年度） 107件	基準値より減少	58件	70件

グラフで見る成果指標



基本施策⑯ 大気保全対策の推進

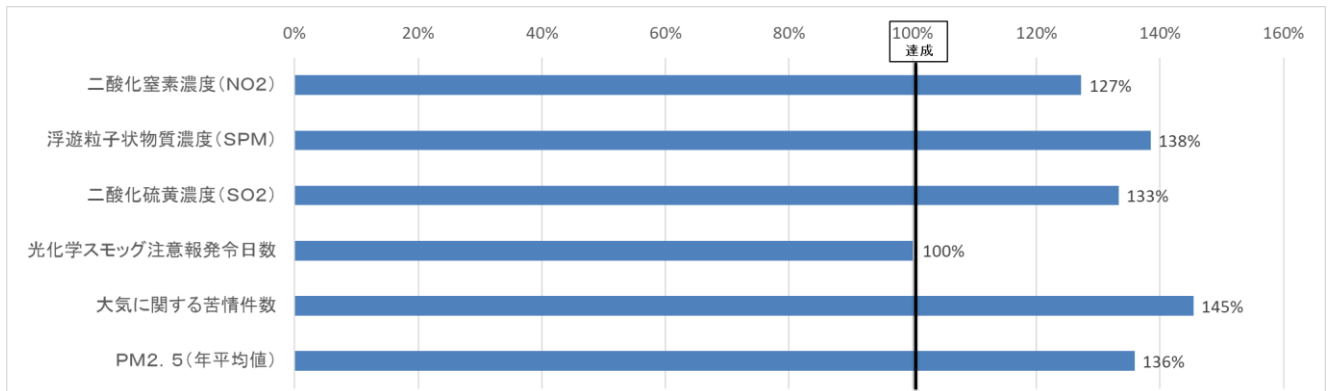
大気への負荷の主な原因は、自動車や工場からの排出ガスです。本市では、大気汚染に係る環境基準は、光化学オキシダント以外では達成し、改善傾向にあります。

今後も良好な大気環境を維持するため、定期監視を継続するとともに、発生源対策を進めます。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
二酸化窒素濃度 (NO ₂)	(平成21年度) 0.011ppm	維持	0.008ppm	0.008ppm
浮遊粒子状物質濃度 (SPM)	(平成21年度) 0.026 mg/m ³	維持	0.017 mg/m ³	0.016 mg/m ³
二酸化硫黄濃度 (SO ₂)	(平成21年度) 0.003ppm	維持	0.002 ppm	0.002 ppm
光化学スモッグ注意報発令日数	(平成21年度) 1日	減少	0日	1日
大気に関する苦情件数	(平成21年度) 55件	減少	26件	30件
PM _{2.5} (年平均値)	(平成25年度) 13.1 μg/m ³	維持	8.7 μg/m ³	8.4 μg/m ³

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □ : 位置づけ事業 ● : 重点プロジェクトに該当する事業 ○ : その他の事業

大気保全事業

大気環境調査は、県による市庁舎における常時監視調査と、本市による補助調査を実施しています。補助調査は、移動測定器を用い川東タウンセンターマロニエで調査したほか、簡易測定法による市内12地点の主要交差点等の調査、市内25地点の環境調査を実施しました。また、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、県が市庁舎に測定器を設置し常時監視を行い、毎日の高濃度予報を提供しています。本市では、この予報に基づき、必要に応じて防災無線等を使用し、注意喚起を行っています。

・**悪臭対策事業**

悪臭の発生源は、事業場であることが多いため、苦情等があった場合には、事業場に対し改善指導などを行っています。

○屋外焼却について

屋外焼却については、毎年多くの苦情が寄せられています。本市では、現地調査を行い、必要に応じ、焼却の中止と適正な処分を行うことを指導しました。

・**交通行動転換推進事業（再掲）**

自家用車から公共交通利用への転換を目指し、県西地域2市8町で構成する神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会において、過年度に製作していたバスマップについて、圏域を2市5町から2市8町に拡大するとともに、観光情報等も追加した、新たな広域バスマップを製作しました。

・**低公害車普及事業（再掲）**

おだわらスマートシティプロジェクトとの協働により、おだわらスマートシティフェアを開催し、低公害車の展示や試乗を実施し、最新の低公害車等について知ってもらう機会としました。

・**自転車ネットワーク整備事業**

鴨宮駅周辺や小田原駅周辺を重点整備区域とした、自転車通行空間の整備を行いました。

基本施策⑰ 水質・土壌・地下水保全対策の推進

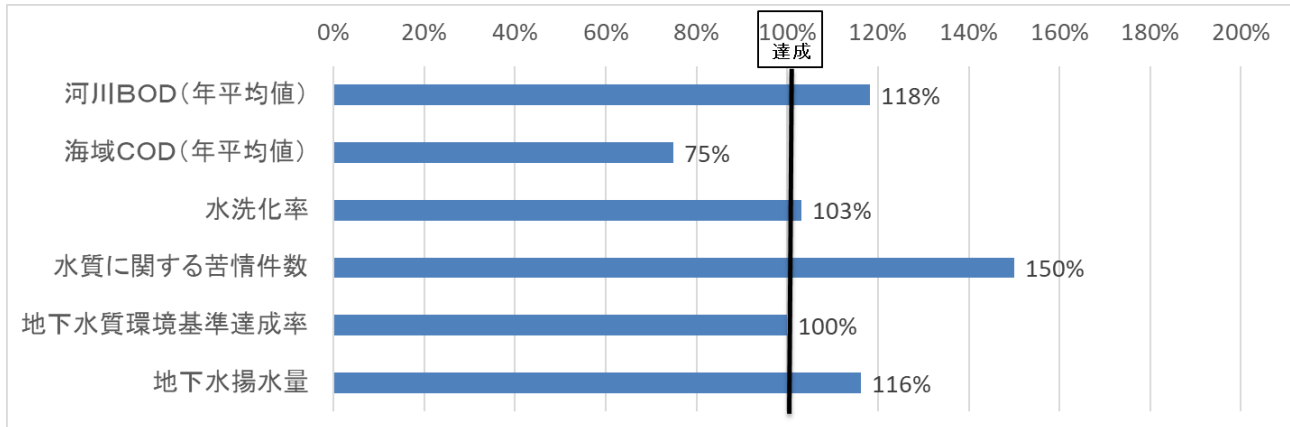
市内の河川水質は、下水道の整備や工場・事業場排水の規制、市民の協力等により、概ね良好な状況が続いています。しかし、依然として河川においてBODが基準値を超える地点があり、また、工事や事故等が原因と考えられる水質汚濁事故が年数回発生しているため、定期監視とともに、水質改善に向けた取組を進めていきます。

また、本市は、自噴井戸がみられるほど地下水が豊富で、その水質は環境基準を満たし、良好な状態が続いています。しかし、土壌や地下水は、一度汚染されてしまうと回復に長い年月と莫大な費用がかかります。土壌汚染や地下水汚染を防ぎ、地下水の水量を保全するため、定期的な監視と地下水の利用量の適正化を進めます。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和2年度	令和3年度
河川BOD（年平均値） （飯泉取水堰（上））	（平成21年度） 1.1mg/l	維持	0.9mg/l	0.9mg/l
海域COD（年平均値） （根府川沖）	（平成21年度） 1.2mg/l	維持	1.6mg/l	1.5mg/l
水洗化率	（平成21年度） 91.1%	増加	93.9%	94%
水質に関する苦情件数	（平成21年度） 12件	減少	1件	6件
地下水質環境基準達成率	（平成21年度） 100.0%	維持	100.0%	100.0%
地下水揚水量	（平成21年度） 20,751千m ³ /年	減少	16,832千m ³ /年	17,397千m ³ /年

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・水質保全事業

水質環境調査については、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき県が策定した「公共用水域の水質測定計画」のうち、本市に係る部分について、河川及び海域の常時監視調査を引き続き実施しました。

○河川水質の調査

河川水質調査については、更に補助調査地点を設けて、市独自の調査を毎月実施することにより、よりきめ細かい水質の監視を行いました。

○地下水の保全対策

地下水保全対策としては、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき地下水の常時監視調査を実施し、良好な環境の保全に努めているほか、過去に地下水汚染が見られた地域の地下水については監視を継続しています。

また、「小田原市豊かな地下水を守る条例」に基づき、工場・事業場における地下水の採取量等の報告を求めるほか、水位調査や塩水化調査を行うなど、良好な地下水環境の保全に努めました。

・下水道整備事業

計画的かつ効率的な下水道の整備を実施するとともに、及び老朽化した施設の改築更新や適切な維持管理を行いました。

・合併処理浄化槽普及事業

下水道が整備されていない区域での合併処理浄化槽普及のための意識啓発及び設置費補助を行いました。

・土壌・地下水保全事業

土壌・地下水汚染防止のための監視と指導、意識啓発を行いました。

・雨水浸透施設の整備促進

歩道を新設する場合は、原則として透水性舗装を使用し、雨水浸透を促進しています。

○事業系排水への対策

事業所に対する立入調査を積極的に行い、工場排水に対する監視体制を強化しています。また、農業従事者に対しては、農業協同組合が農薬の適正散布等の指導をするとともに、不要となった農薬の回収を行っています。

○生活排水への対策

生活排水対策については、公共下水道の計画が予定されていない市街化調整区域等において、家庭から排出される生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽に転換する方に対しその設置費用の一部を助成し、普及の促進を図っています。

あわせて公共下水道の整備を進め、市内における面積普及率は 88.2%、人口普及率は 83.1%となりました。

また、水洗化の推進に取り組み、未接続世帯に対する P R を行ったほか、補助制度の周知に努め、水洗化しやすい環境づくりを進めました。なお、進行管理指標の水洗化率とは、公共下水道接続率のことであり、下水道接続戸数÷下水道処理区域内戸数で表されます。

基本施策⑱ 騒音・振動対策の推進

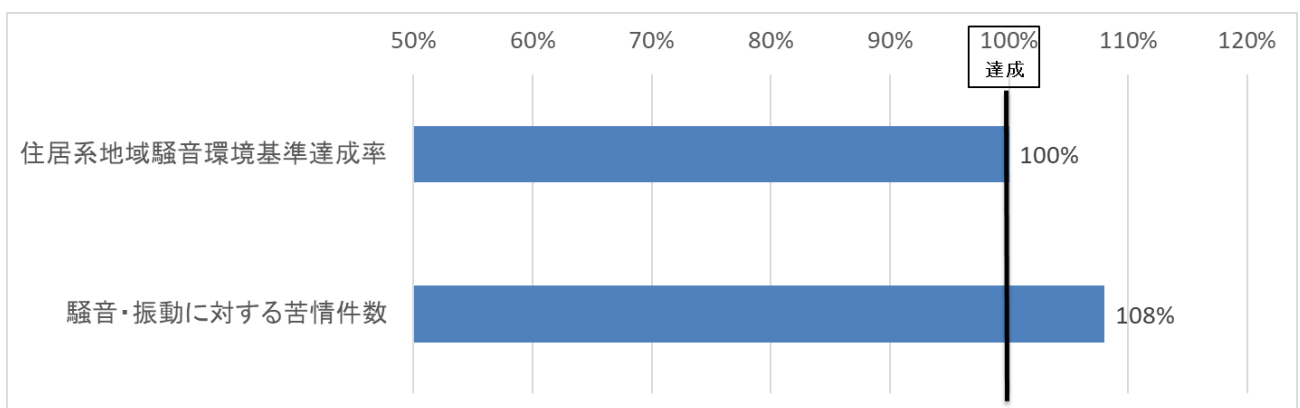
騒音・振動は、公害の中でも日常生活との関係が深く、自動車や在来線、新幹線などの交通騒音・振動、工場の操業や建設工事、楽器やカラオケ、家庭での機器使用から発するものなど様々で、短期的な解決が難しい問題です。

これらの騒音・振動を防止するために、定期観測とともに、適切な指導を行います。また、交通騒音については、国や県、鉄道会社、道路管理者に対策の推進を申し入れていきます。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和 2 年度	令和 3 年度
住居系地域騒音環境基準達成率	(平成 21 年度) 100.0%	維持	100.0%	100.0%
騒音・振動に対する苦情件数	(平成 21 年度) 25 件	減少	21 件	23 件

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・騒音・振動対策事業

市内の現状把握のため、騒音規制法第 18 条の規定に基づき主要幹線道路における自動車騒音常時監視調査を実施するほか、新幹線鉄道、事業所及び住環境等の騒音や振動の測定を随時実施しました。

規制が難しい建設現場や屋外作業場における騒音苦情には、近隣に配慮し作業するよう適宜指導しました。

・路面の適正管理

市内を 8 ブロックに分け、1 日におおむね 1 ブロックのパトロールを実施し、路面の適正管理を推進しました。

○花火騒音への対策

以前に比べ、夏季の夜間における花火騒音の苦情は減少しましたが、広報紙への記事掲載、立看板の掲出及び希望自治体への立看板の貸出しを行いました。

基本施策⑱ 有害物質のリスク対策の推進

私たちの日常生活や事業活動において、化学物質は必要不可欠なものとなっています。

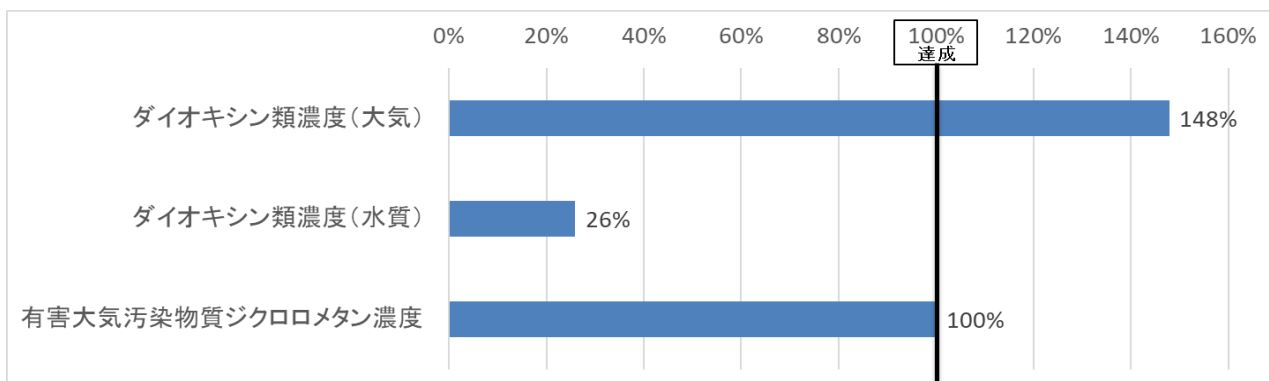
化学物質の中には、人の健康や野生生物の生息・生育に影響を及ぼす恐れがあるものもあります。

市民や事業者による化学物質の適正な使用・管理を確保するためには、規制だけではなく、化学物質の正確な情報を提供していく必要があります。

【進行管理指標】

進行管理指標	基準値	目指す方向	令和 2 年度	令和 3 年度
ダイオキシン類濃度 (大気) (市庁舎)	(平成 21 年度) 0.019 p g - T E Q / m ³	維持	0.016 p g - T E Q / m ³	0.0099 p g - T E Q / m ³
ダイオキシン類濃度 (水質) (飯泉取水堰)	(平成 21 年度) 0.054 p g - T E Q / ℓ	維持	0.079 p g - T E Q / ℓ	0.094 p g - T E Q / ℓ
有害大気汚染物質ジクロロメタン濃度	(平成 21 年度) 1.5 μ g / m ³	維持	1.4 μ g / m ³	1.5 μ g / m ³

進行管理指標の達成状況



【市の取組事業】 □：位置づけ事業 ●：重点プロジェクトに該当する事業 ○：その他の事業

・公害防止対策事業

ダイオキシン類については、県が年2回（8月・2月）、市庁舎屋上で実施する調査にあわせて川東地区の消防本部庁舎屋上において同様の調査を実施しました。今後も県と連携し、継続して監視していきます。

○放射性物質への対策

放射性物質対策については、市民への簡易放射線測定器の貸し出しを引き続き実施しました。

また、国が行っているモニタリング結果（モニタリングポスト、河川の水質及び底質、土壌）についても継続して監視していきます。

まとめ

【成果指標の状況】

不法投棄の撤去量については、目標値を達成し、令和3年度はさらに少ない量の実績値となりました。

大気汚染、水質・土壌汚染、騒音・振動、悪臭などの環境問題に関して、市民が安心して健康に暮らすことができるように、関係法令に基づき、大気・水質等の測定や排出者への指導を進めることにより、おおむね良好な数値で推移しています。

【現状と課題】

自治会・ボランティアによる清掃件数は平成27年度に目標を達成し、その水準を保っていましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動の自粛等が多く、減少しました。引き続き広報紙等でボランティア活動を紹介し、意識啓発を図っています。より一層まちの美化を促進し、不法投棄等を抑制するため、警察や県等との連携を強化し、パトロールの実施や監視カメラの設置、防止用看板の貸し出し等により未然防止に向けた啓発に努めています。ごみ集積場所への不法投棄があった場合は、排出者の特定に努め、悪質なものは警察へ通報を促す等防止に努めています。

また、身近な公園や緑地を地域の皆さんで手入れしプロデュースする「身近な公園プロデュース事業」の件数も順調に増加しており、まちの美化に対する意識が高まっていると考えられます。

本市の大気や河川、地下水の環境調査の数値は、ここ数年良好な状態が続いています。引き続き良好な状態を保つためには、事業者等との連携によって水質汚濁の原因を未然に防ぐよう努めることが必要です。

市街化区域における下水道の整備については、毎年度、着実に進んでおり、未接続世帯に対して継続的に接続PRするとともに、補助金や融資あっせん制度の周知を図りながら、水洗化しやすい環境整備に努めています。

騒音については、良好な環境を保持しています。騒音苦情は事業場や工事現場が発生源となるものだけでなく、生活騒音を始めとする個人から発生する音が苦情の原因となるケースが増加しているため、目標は達成しましたが、継続して近隣騒音に対する啓発等にも力をいれていく必要があります。

大気の状態については、目標値を達成し、より良好な濃度を示していますが、大気環境の状況は様々な要因によって変化するため、測定を行っている県と連携し、継続して監視することが重要です。

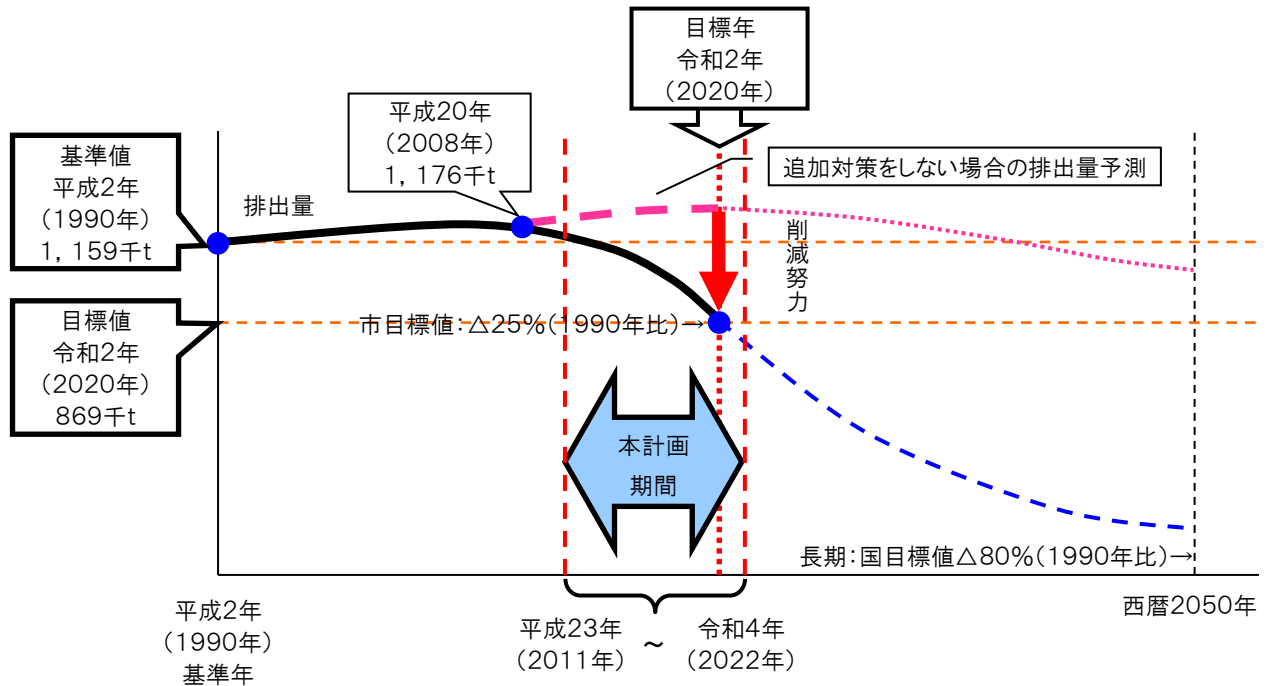
II 小田原市地球温暖化対策推進計画改訂版

1 概要

(1) 目標

本市では、令和4年（2022年）までに、温室効果ガスの総排出量を平成2年（1990年）比で25%削減することを目指しています。目標達成に向けた温室効果ガス削減のイメージは下図のとおりです。

目標達成に向けた温室効果ガス削減イメージ



(2) 目標の実現に向けて実施する施策

市域における温室効果ガスの削減の実現に向けた施策を、次のとおり排出部門別の対策と、部門横断的な施策に大別して体系づけます。

排出部門別の対策は、国の統計等にもとづいた、温室効果ガスの主要な排出主体ごとに講じていきます。

【排出部門別の対策】

排出部門別の対策	産業部門	製造業などの産業活動における省エネルギー等を目指した施策
	業務部門	オフィスビルなどの建築物やサービス業における省エネルギー等を目指した施策
	家庭部門	ライフスタイルの転換やエネルギー消費の少ない機器の普及等を目指した施策
	運輸部門	公共交通機関の利用促進や電気自動車の普及等を目指した施策
	廃棄物部門	廃棄物等の発生抑制やリサイクルの促進等を目指した施策
	行政部門	行政の事務事業に伴って発生するCO ₂ の排出削減を目指した施策

また、温室効果ガスを排出するすべての主体が実施すべき対策を、部門横断的な施策として体系づけます。

【部門横断的な施策】

部門横断的な施策	クリーンエネルギー等の普及拡大	太陽光・風力発電や大気熱・地中熱などのクリーンエネルギーを用いた機器等の普及を目指した施策
	低炭素型まちづくりの推進	低炭素型の都市づくりの推進等を目指した施策
	消費行動の低炭素化の推進	CO ₂ の排出量が少ない製品やサービスの普及拡大を目指した施策
	森林・緑地等の整備・保全の推進	CO ₂ の吸収源としての森林の整備・保全やまちなかの緑地の整備等を目指した施策
	地球温暖化対策を含む環境教育の推進	学校教育や社会教育を通じて地球温暖化問題についての理解を深め、行動への転化を促すことを目指した施策
	広域連携への取組	県や近隣の自治体との協力などを通じて地球温暖化対策の推進を目指した施策
	適応策への取組	気温の上昇、動植物の生態系の変化、異常気象の増加などの、今後予測されうる変化に適応するための施策

(3) 進捗管理

進捗管理は、計画全体の目標である、市内の温室効果ガス総排出量の推計値をもって行います。

しかし、温室効果ガス排出量の推計は、各種統計資料を用いて計算する必要があることから、把握できる排出量の情報は約2年遅れのものとなります。そのため、計画の進行管理は、計画に位置づけた主要な施策の進捗状況を把握することにより行います。

そこで、目標を達成する上で高い効果が期待できる各種施策を横断する取組として7つの重点プロジェクトを設定し、重点的に取り組むことにより、市域全体の温室効果ガス排出量の削減に努めます。

2 重点プロジェクトの進捗状況

計画を推進し、目標を達成する上で高い効果が期待できる各種施策を横断する取組を「重点プロジェクト」として位置づけ、中長期的な視野に立って積極的に進めていきます。また、それぞれの分野における象徴的な取組について、その目標値を定めます。

なお、平成 29 年度（2017 年度）及び平成 30 年度（2018 年度）に行った中間見直しの結果、本計画の目標である「CO₂総排出量を令和 2 年（2020 年）に平成 2 年（1990 年）比で 25%削減」に向けて順調に進捗しており、現状の対策に継続的に取り組むことで、西暦 2030 年には国の削減目標に遜色ない水準の削減が見込めることを踏まえた上で、この目標の達成に資する、かつ、特に力を入れるべき取組を新たに重点プロジェクトとしました。

プロジェクト 1 産業部門への取組					
CO ₂ 排出量の割合が全体の 3 割強と最も大きな割合を占める産業部門において重点的に対策を図るため、市内の事業者と連携して地球温暖化対策に取り組めます。					
1	小田原市地球環境保全協定の強化 多くの事業者の皆さんが、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に積極的に取り組んでいます。市では、小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例に定められた環境政策の理念に則り、こうした皆さんの活動を紹介するとともに、情報や交流の場の提供・研修会の開催などの支援を通じてより一層地球温暖化防止活動を実施していただくために、事業者の皆さんと市とが連携を図る「地球環境保全協定」を強化します。 また、より一層の CO ₂ 排出量の削減と各主体が相互に連携する仕組みづくりを実現するため、より多くの事業者との協定締結を目指すとともに、取組状況等を把握します。				
	指標	現状値	目標値	令和 2 年度実績値	令和 3 年度実績値
	協定事業者数	平成 29 年度(2017 年度) 8 社	令和 2 年度 (2020 年度) 14 社	8 社	8 社

プロジェクト 2 家庭部門への取組					
市民の日常生活での地球温暖化対策が直結する家庭部門について、環境に対する意識や取組を着実に根付かせるため、一層の力を入れて取り組みます。 本市が賛同する「COOL CHOICE」運動に係るさまざまな情報発信や実践機会の提供を行い、一人でも多くの方が日常生活や身近なことから地球温暖化対策に取り組むよう促します。 また、意識啓発や情報提供と併せて設備導入のための補助制度を運用し、家庭部門の低炭素化を推進します。					
1	環境メールニュースの配信 本市が提供する環境メールニュースにおいて、市の環境施策に関するお知らせ等を発信するだけでなく、市民活動や学校における取組を紹介するなど、内容の充実を図ります。				
	指標	現状値	目標値	令和 2 年度実績値	令和 3 年度実績値
	配信回数 配信内容	平成 28 年度(2016 年度) 17 回 お知らせ等のみ	令和 2 年度 (2020 年度) 24 回 活動や取組等の紹介 12 回	23 回 市民や団体の活動における参加者募集等を含む。	24 回 市民や団体の活動における参加者募集等を含む。

2	ワットアワーメーターの貸出、グリーンカーテンの普及 家庭での消費電力の見える化ができるワットアワーメーターの貸出や、グリーンカーテンの設置により、エアコンなどのエネルギーをできるだけ使わない生活の実践機会を提供し、生活の中で取り組める省エネ対策を促進します。				
	指標	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	ワットアワーメーター貸出件数 グリーンカーテン配布数	平成28年度(2016年度) 3件 500株	令和2年度(2020年度) 20件 500株	0件 339株	0件 364株
3	住宅の低炭素化に向けた補助制度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（高断熱化と高効率設備による省エネルギー化を図り、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間の住宅のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅）の新築・購入に対する補助等を実施します。				
	指標	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	地球温暖化対策推進事業費補助金補助件数	平成29年度(2017年度)時点 累計73件	令和2年度(2020年度) 累計150件	累計162件	累計199件

プロジェクト3 次世代を担う子どもに向けた取組					
<p>地球温暖化対策を将来にわたって継続的に推進するためには、環境保全等への関心の醸成や知識の向上が不可欠です。次世代を担う子どもや市民に向けた講座等を実施し、部門や分野を越えた全体的な環境意識の底上げと高い知見を有する人材の育成を図ります。</p> <p>また、各主体が自主的かつ積極的に自らの役割を果たし、連携して取り組む機会を提供します。</p>					
1	出前講座等の実施 小中学校における環境学習に係る教材等の提供や、講師やフィールドを提供する出前講座を実施します。				
	指標	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	環境に関する講座数 省エネ研修会の開催件数	平成28年度(2016年度) 17件 2件	令和2年度(2020年度) 20件 10件	9件 0件	12件 1件
2	おだわらスマートシティプロジェクトとの連携 「青く澄んだ空を子どもたちにボタンタッチしよう」を合言葉に活動するおだわらスマートシティプロジェクトと連携し、次世代環境配慮自動車の普及、うちエコ診断の実施、省エネ機器等の買い替え促進等ライフスタイルの転換促進を官民共同で実施し、賢くエネルギーが使われる地球環境にやさしいまち＝スマートシティを目指します。				
	指標①	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	市内の低公害車普及台数 ※1	平成28年度(2016年度) 9,320台	令和2年度(2022年度) 20,900台	13,841台	14,980台

	指標②	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	うちエコ診断の実施件数	平成29年度(2017年度) 2件	令和2年度(2020年度) 10件	0件	0件

※1 低公害車普及台数は、電気、天然ガス、ハイブリッド自動車の合計値です。

プロジェクト4 広域的な連携による取組					
地球温暖化は行政区域にかかわらず影響を及ぼすため、自然環境や社会的条件が共通する近隣市町と連携し、広域的な地球温暖化対策に取り組みます。					
1	県西地域2市8町における意見交換会等の実施 県西地域2市8町において、地球温暖化対策に関する意見交換会等を実施します。これにより、各市町の取組について情報共有を行うとともに、共同で取り組むことが可能な地球温暖化対策を検討します。				
	指標	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	意見交換会等実施件数 共同事業件数	平成28年度(2016年度) 未実施 未実施	令和2年度(2020年度) 年間2回実施 1件	0回 未実施	3回 1件 (県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言)

プロジェクト5 廃棄物部門への取組					
一般廃棄物の焼却により排出されるCO ₂ の削減を図るため、ごみをできるだけ出さない生活への転換を図り、資源循環型社会の構築を目指します。					
※小田原市一般廃棄物処理基本計画に位置付けられた取組を推進します。					
1	指標①	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	燃せるごみ排出量(総量)	平成28年度(2016年度) 51,910 t	令和元年度(2019年度) 50,167 t	48,806 t	47,795 t
	指標②	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	資源化率 ※2	平成28年度(2016年度) 25.6%	令和4年度(2022年度) 33.0%	24.3%	24.9%
1	指標③	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	段ボールコンポスト取組件数	平成28年度(2016年度) 5,272件	令和2年度(2020年度) 8,000件	6,120件	6,369件

※2 資源化率(%) = 資源化量(焼却灰の資源化を含まない) ÷ ごみの総排出量 × 100

プロジェクト6 エネルギー利用に関する取組					
<p>電力を使うことで排出される CO₂の削減を図るため、再生可能エネルギーの使用や省エネルギーを心がけた暮らしへの転換に取り組みます。</p> <p>公共施設では、蓄電池の遠隔制御により地域のエネルギー需給バランスの調整に資するエネルギーマネジメントなどが実施されています。引き続き先端技術を取り入れつつ、エネルギーの効率的な利用の視点からも地球温暖化対策に取り組みます。</p>					
※小田原市エネルギー計画に位置付けられた取組を推進します。					
1	指標①	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	市内の再生可能エネルギー発電量	平成22年度(2010年度) 5,112千kWh	令和4年度(2022年度) 123,359千kWh	37,384千kWh	39,036千kWh
	指標②	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	市内の電力消費量	平成22年度(2010年度) 1,370,904千kWh	令和4年度(2022年度) 1,233,814千kWh	1,191,546千kWh	1,216,484千kWh
	指標③	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
市内電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	平成22年度(2010年度) 0.4%	令和4年度(2022年度) 10%	3.1%	3.2%	

プロジェクト7 多様な主体に対する取組（適応策に資する横断的取組）					
<p>市内の環境団体・企業・個人といった多様な主体による環境保全活動等が活性化することにより、本市の有する森里川海がひとつらなりとなった自然環境の機能維持につながることから、環境保全活動等が持続可能性を持って実施できるような仕組みづくりや支援を行います。</p> <p>具体的には、獣害対策や地域資源の保全といった地域の環境課題の解決に資する取組が地域に根付き、経済性を伴って継続的に実施される仕組みを構築します。また、市内の環境団体・企業・個人の連携・協働を支援する中間支援組織「おだわら環境志民ネットワーク」を核として行う活動支援や助言等により、環境保全活動等のより一層の活性化を図ります。</p>					
1	指標①	基準値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	経済性を伴った環境活動等の仕組みづくり	平成29年度(2017年度) 共同研究事業数6件	令和2年度(2020年度) 事業化件数2件	事業化件数1件 事業化に向けた試行・検討件数2件	事業化件数1件 (ハンターバンク事業に係る協定)
	指標②	現状値	目標値	令和2年度実績値	令和3年度実績値
	おだわら環境志民ネットワークが核となって行う環境保全活動の支援件数	平成30年度(2018年度) 8件	令和2年度(2020年度) 16件	8件	7件



令和4年(2022年)10月作成
令和5年(2023年)2月改訂

小田原市環境部環境政策課
〒250-8555
神奈川県小田原市荻窪 300 番地
電話 0465(33)1473 FAX0465(33)1487
Eメール:kansei@city.odawara.kanagawa.jp
小田原市公式サイトアドレス:
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>
*この印刷物は再生紙を使用しています。